

【次世代育成支援行動計画・後期計画進捗状況】

目標事業量・・・◎印は後期計画で定めている目標 ◎印がない目標は各所属にて設定 記載がないものについては設定が困難であるため空欄

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成24年度実施状況	成果・効果等	平成25年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう、佐倉っ子	(1) 地域における子育ての支援	施策ー1 保育サービスの 拡充	①保育園の受入体制の拡大 保育園の受入枠の拡大により、（保育園の新設、もしくは既存保育園の定数増等）、待機児童ゼロを目指します。実施にあたっては、地域の供給バランスにも配慮していきます。	◎認可保育園定数 1,800人	・平成24年7月に馬渡保育園新園舎が開園した。（30名の定数増） ・平成24年11月にみやのもりハローキッズが開園した。（60名の定数増）	・馬渡保育園新園舎の開園及びみやのもりハローキッズの開園により、認可保育園定数が、1,585名から1,675名に増加した。	・敬愛保育園の開園により、認可保育園定数の拡大（60名）を図る。	・各種施策の実施にもかかわらず、未だ待機児童の解消には至っていないことから、今後も認可保育園の増加及び各園の定員増を図ることとする。	子育て支援課
			②利用者の立場に立った保育サービスの多様化・拡充 保護者の就労形態の多様化に対応し、延長保育の充実及び一時預かり事業の拡充を図るとともに、休日保育事業及び病児・病後児保育事業（乳幼児健康支援一時預かり事業）を新規に実施していきます。	◎【延長保育事業】 20時まで6園 ◎【休日保育事業】 60人(2か所) ◎【病児・病後児保育】 3人(1か所) ◎【一時預かり事業】 90人(8か所)	・延長保育事業については、馬渡保育園の建替えに伴い、20時まで実施の園が8園（1園増加）、19時まで実施の園が9園となった。 ・一時預かり・特定保育事業については、馬渡保育園の建替えに伴い、公立4園（1園増加）、民間3園となった。 ・病後児保育事業を、みやのもりハローキッズ内の「こあらキッズ」（平成24年12月～）および東邦大学医療センター佐倉病院の「スマイル」（平成25年1月～）の2か所で開始した。	・延長保育事業については、公立・民間全園実施しており、各地区ごとに20時までの実施園があることで、保育サービスの提供ができた。 ・病後児保育事業について、平成24年度登録者数229人、利用人数7人、延べ日数15日。	・「こあらキッズ」において、病後児保育事業の対象年齢を10歳未満までに拡大（現行は未就学児まで）することで、多様な保育ニーズに対応する。	・今後は、病児保育事業の開始も検討課題とする。	子育て支援課
			③保育士、看護師等の確保と資質の向上 保育園の受入枠の拡大や保育サービスの多様化・拡充にあわせて保育士、看護師等の確保を図ると同時により良い保育が実施できるように保育士、看護師等の資質の向上を図ってまいります。		保育士研修 10回240名参加 派遣研修 4回32名参加 看護職打合せ 7回 保育園園内研修 各保育園年10回程度	・保育指針に即した内容で年齢ごとの発達に見合ったかわり方等の研修を実施することができた。看護師打ち合わせにおいても保健衛生に関する共通理解を図り、勉強会を行い園全体で取り組めるようにした。	・園内研修の充実を図り、共通理解のもと保育ができるようにしていく。 ・各職種ごとの研修内容を研究し保育の質の向上に向けて充実を図る。		子育て支援課
			④給食内容の充実 子どもの健康の増進、食育の観点から、保育園における給食内容の充実を図っていきます。	【食生活調査実施】公立・私立保育園在園児及び保護者対象・朝食の摂取状況 【食育の推進】 ・行事食献立 ・地場産の導入 ・クッキング保育の実施・給食時の栄養士巡回指導	・全園児とその保護者を対象とした食生活調査を実施した。 ・クッキング保育を実施した。 ・給食便り年8回発行、試食会も積極的に行った。 ・給食食材の放射能検査を実施した。 ・新給食管理システムを導入した。 ・佐倉市保育園アレルギーマニュアルを作成した。	・食生活調査を実施し、給食に対する保護者のニーズの把握に努めた。 ・クッキング保育を実施し、食の興味を引き出し、偏食の矯正等に努めた。 ・給食だよりや試食会を通じて、家庭に食生活の大切さを啓発した。 ・給食食材の放射能検査を実施し、安全な給食の提供に努めた。 ・新給食管理システムを導入し、給食献立発注業務の時間短縮をするとともに、食育指導時間の確保に努めた。 ・佐倉市保育園アレルギーマニュアルを作成し、食物アレルギー児の保育園生活の安全の確保に努めた。	・手作りおやつ回数を増やしていく。 ・食生活調査を実施する。 ・クッキング保育を実施する。 ・給食便り年8回発行、試食会も積極的に行う。 ・給食食材の放射能検査を実施。 ・新給食管理システムの操作に慣れ、給食献立発注業務の時間短縮をさらに進めるとともに、食育指導時間の確保に努める。 ・佐倉市保育園アレルギーマニュアルを利用し、アレルギー児により安全な保育生活環境の提供をおこなうとともに、マニュアルの随時見直しを行う。		子育て支援課

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成24年度実施状況	成果・効果等	平成25年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう、佐倉っ子	(1) 地域における子育ての支援	施策ー1 保育サービスの拡充	⑤障害児保育の充実 保育園における障害児受入体制の充実を図っていきます。		・障害児保育の利用者（保育園5名） ・保育における個別支援検討会議の実施 年2回 ・障害児巡回相談 心理 10回保育園施設 言語 10回 ・障害児保育研修会2回 ・学校との連携会議1施設（1回）	・個々の行動特性に合った保育の実施が出来るよう理解を深め、実践することができた。 ・保育園を希望する障害児が障害を理由に入園が困難と判断される事例はなかった。	・保育が必要で、保育園に通園できる障害児の受入れをする。 ・「保育における個別支援検討会議」、障害児保育巡回指導による障害児保育の充実を図る。	・保育園及び学童保育でも障害特性を持つ児童が増加している。 ・ハード面（クールダウンする部屋等）及びソフト面（スタッフの配置）でも拡充していくことが必要であると思われる。	子育て支援課
			⑥家庭保育制度の充実 家庭保育制度の充実を図っていきます。	家庭保育員及び利用者の増加	・市のホームページや広報を活用し周知を図った。 ・説明会を3回実施。子育て支援課窓口で積極的にPRをした。 ・施設管理費と保護者助成金の増額。	家庭保育員登録者3名 家庭保育申請者3名 ・PRや助成金等の増額を図ったが、利用者の増加にはつながらなかった。利用方法や保育員登録の問い合わせは増加傾向にある。	・国のガイドラインに沿った事業としての準備を進める（制度の見直し・研修委託業者の選定等） ・待機児童対策の一環として個人型やグループ型小規模保育の預かり等を検討し、人材を募集する	・保育員が少ない、保育員の居住地に偏りがある等から、利用が少ない。また、個人で預かるため人数に限りがあることも含め、制度の見直しを図る。	子育て支援課
			⑦認可外保育施設への支援 認可外保育施設への支援について検討します。		・認可外保育施設指導監督基準に適合している市内の認可外保育施設2園に対し、健康診断等、保険加入、備品購入に関する経費への補助を実施。	・待機児童14名が利用			子育て支援課
			⑧認定こども園の整備 認定こども園の整備について検討します。		・内閣府に設置された、「子ども子育て新システム検討会議」の内容等を随時収集し、（仮称）こども園等幼保一元化についての国の動向を注視してきた。		・国の動向を注視しながら、検討していく。		学務課 子育て支援課
		施策ー2 放課後児童健全育成事業	①学童保育の充実 学童保育のサービス内容を再検討し、児童の健全な成長のためにより良いと思われる改善を図っていきます。		・保育の充実を図るため、児童インストラクター研修を年2回実施した。（①保護者への支援の在り方②配慮を要する児童について） ・支援の必要な児童について、臨床心理士による心理巡回相談を実施した。	・児童インストラクターの質の向上につながった。 ・個々の行動特性に合った保育の実施ができるよう理解を深め、実践することができた。	・学童保育の充実を図るため、児童インストラクターにより実践的、効果的な研修を実施する。 ・支援の必要な児童について、臨床心理士による心理巡回相談を計画的に実施する。	・児童インストラクターの質を、高い水準で維持することが課題である。	子育て支援課

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成24年度実施状況	成果・効果等	平成25年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんな で育てよう、佐倉っ子	(1) 地域における 子育ての支援	施策一2 放課後児童健全 育成事業	②学童保育所（児童クラ ブ）の整備 学童保育所（児童クラブ） の未整備学区の解消、及び 入所児童の過密の解消を図 るとともに、すべての学童 保育所（児童クラブ）にお いて、小学校6年生までの 受入れを目指します。	◎【放課後健全 育成事業】 ・学童保育所未 整備小学校区(1 学区)の解消 ・過密学童保育 所の解消 ・全施設6年生ま での受入れ	・王子台小学校の余裕教室1教室を 活用し、受入れ対象を1・2年生と した定員30人の王子台学童保育所 を整備した。	・王子台学童保育所の整備 により、臼井老幼の館学童 保育所の過密状態が解消さ れ、受け入れ対象が3年生 までから4年生までに拡大 された。	・平成27年度の上志津小学 校学童保育所整備及び志津児 童センターの移転に伴う学童 保育所の再整備の検討を行 う。		子育て支援課
		施策一3 地域の子育て協 力体制づくり	①社会全体で子育てをし ていく意識の啓発 子育ての社会化の必要性等 について、こうほう佐倉、 市ホームページ、CATV等 を通じて意識啓発を推進し ます		・佐倉市のホームページをリニ ュアルし、見やすい紙面づく りをするとともに、広報紙で 子育て特集号を発行。また、 広報番組で「ファミリーサ ポートセンター特集」「子育 て特集」を放映した。	ホームページ、広報番組、 広報紙を活用し、意識の啓 発を図った。	・引き続き、市のホームペ ージ等を活用し更なる、意 識啓発を図る。		子育て支援課
			②NPO、ボランティア等の 育成・支援 ボランティア養成講座の開 催、活動の場所の支援等 により、NPO、ボランティ ア等の育成を図っていきま す。また、情報提供、市民 への積極的なPR等により 継続的な活動を支援しま す。	・市民公益活動 団体のつどい （全体会2回、 分野別2回） ・市民公益活動 団体ポスター展 実施 ・市民向け講座1 回 ・団体レベルアッ プセミナー3回 ・市民公益活動 相談会2回 ・さくら市民公益 活動情報サイト 運営 ・サポートセン ター便り発行年4 回 ・市民リーダー育 成講座1回	・保育園・児童センター・老幼の館 において、ボランティア活動の場を 提供するとともに、園児や児童とボ ランティアの交流を図った。 ・情報提供及び子育て情報誌（子育 てカレンダー）によるPR活動を継続 的に支援した。 ・市民公益活動団体のつどい （全体会2回、分野別3回） ・市民公益活動団体ポスター展実施 ・市民のための市民活動フォーラム 2回 ・団体レベルアップセミナー3回 ・さくら市民公益活動情報サイト運 営 ・サポートセンター便り発行年4回 ・市民公益活動団体相談会2回 ・市民リーダー育成講座1回	・市民公益活動団体のつど い全体交流会では「子ども を見守り、育てる地域づく り」をテーマに、団体同士 の情報交換の場所を提供し た。 ・分野別交流会では「安 心・安全なまちづくり」を テーマに、市内で活動する 小学校児童の登下校ガード ボランティア団体（8団体） を招集し、団体同士の情報 交換の場所を提供した。 ・サポートセンターだより や情報サイトにより、市民 への情報提供及び団体に対 して助成金情報などを提供 し、継続的な活動を支援し た。	・保育園・児童センター・老 幼の館において、ボランティ アの活動の場の提供・場所の 提供等の支援をする。 ・情報提供及び子育て情報誌 による積極的なPRを継続的に 支援する。 ・平成24年度から28年度 までを指定期間とした、市民 公益活動サポートセンターの 指定管理者制度導入を行っ ており、業務基準書に基づ いた事業を実施いただい ている。今後も市との定期的 な会議の実施等により情報 交換・意見交換を行うこと で、市民公益活動が盛んに なるよう効果的な事業の実 施につとめる。	子育て支援課 自治人権推進課	
			③ファミリーサポートセ ンター事業の促進 ファミリーサポートセン ター事業の市民への周知 を図るなどにより活動を 促進します。	◎1か所で実施	・入会説明会 年12回開催 ・平成25年3月末で488名と会員数を 増やした。 ・提供会員 94名 ・依頼会員 335名 ・両方会員 59名 ・活動件数は年間で2256件。主な活 動内容は下記のとおり。 ・保育施設までの送迎 1386件 ・保育施設登園前、登園後の預かり 391件 ・学校放課後の預かり 332件 ・保護者の病気や急用等による預か り 11件 ・佐倉市のホームページ、専用チ ラシ、ファミサポ通信紙等により、 市民への周知を図った。	・会員数、活動件数を増や し、地域における子育て支 援を行った。 ・3年間の活動で、ファミ リーサポートセンターの名 称の知名度がアップした。	・佐倉市HP、広報、専用チ ラシ、ファミリーサポートセ ンター通信紙等により、市民 へさらに積極的に周知を図 り活動の促進を図る。 ・活動回数の少ない提供会 員の活動の活発化を図る。 ・安全なサポートのための 事故防止の研修に努める。 ・難しい子育てケースにつ いてのサポートが増える中 、対応についての研修や情 報提供を行う。		子育て支援課

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成24年度実施状況	成果・効果等	平成25年度の予定	問題点	担当課・関連計画
	(1) 地域における 子育ての支援	施策一4 子育て情報の提供と相談・交流の場づくり	①相談体制の充実 保護者の育児不安に対応する相談体制の充実を図ります。	・子育てに自信がない保護者の減少 ・育児について相談相手のいない保護者の減少 ・近所の育児について話し合える保護者の増加	・各保育園において園開放での相談や電話での育児相談を実施。子育て支援センターで来所者の相談に応じたり電話相談を実施した。 ・広報やホームページ等により相談窓口の周知を継続に行った。 ・佐倉市HP、広報、子育て情報誌等による、相談窓口の周知を継続実施。 ・母子を対象とした相談の場で、母親が育児に自信が持てるような保健指導を心がけた。 ・若年母子の集いに続き、西部保健センターにおいて、多胎児の集いを実施した。 ・出前健康教育において、希望者に対する個別相談を継続実施。 ・随時の面接・電話相談を継続実施。 ・家庭児童相談延べ対応件数 11,7847件 ・志津児童センター出張相談 7回 17件	・保育園や子育て支援センターで気軽に相談できることが定着。特に子育て支援センターでは継続的に利用し相談するケースも増えている ・出前健康教育等における育児相談年間112件 ・若年ママの集い 年間延べ39組82人参加 ・双子・三つ子の集い 年間延べ73組230人参加 と、健康管理センター、西部、南部の保健センターが育児に関する身近な相談窓口として認知され、利用されてきている。 ・電話による育児相談 年間1,102件 ・広報やチラシで、18歳未満の子どもがいる家庭の様々な問題に関する相談先として、家庭児童相談室の周知が図れた。 ・子育て支援施設、障害児の相談支援事業所、地域包括支援センターとの連携が図れ、問題によって身近な相談機関や、民生・児童委員と連携し支援することが出来た。	・今後も相談窓口の周知を継続していく。研修会を開催し、職員の相談に対するスキルアップを図る ・市HP、広報紙、子育て情報誌等による、相談窓口の周知活動を継続していく。 ・若年母子の集い双子・三つ子の集いの開催を継続。 ・出前健康教育においての個別相談、随時の面接・電話相談を継続する。 ・児童センターでの出張相談を実施し、相談体制の充実を図る。		子育て支援課 健康増進課 「健康さくら21」 児童青少年課
			②子育て総合情報冊子の作成 各種の子育て支援サービス、保健・医療、子どもの遊び場等の情報が利用者に十分周知されるよう、子育て総合情報冊子を作成します。また、ホームページ等にも情報を掲載します。		・子育て情報誌「さくらっ子・子育てナビ」を、更に活用しやすい子育て総合情報冊子としての内容の充実を図った。また、市HPでも情報を掲載した。	・子育て情報誌により、様々な子育てに関する情報提供ができ、子育ての支援につながった。	・子育て情報誌「さくらっ子・子育てナビ」を、活用しやすい子育て総合情報冊子として内容の充実を図る。		子育て支援課
			③ホームページの活用 ホームページを活用して子育て中の親が、不安や孤立感等を解消できるようにします。		・公立保育園・児童センター・老幼の館において実施される事業、子どもの救急、給食レシピ等を掲載し情報提供に努めた。 ・佐倉市のホームページをリニューアルし、見やすいホームページの作成に心がけた。	・HPを見て、園庭解放・各施設の行事等に参加したり、健康・育児・食の情報を得たりすることができ、子育て不安の軽減につながった。	・各施設、健康、育児、食等情報内容の充実を図り、情報提供をする。		子育て支援課
			④地域子育て支援拠点事業の実施 子育て支援センター及び各保育園での地域子育て支援センターを充実し、子育て中の保護者の相談や気軽に集うことができる場を提供します。	◎17か所で実施(うち、ひろば型6か所 センター型11か所)	・馬渡保育園で週5日のセンター事業を開始。PRに努めた。 ・ミニ講座や育児相談等を実施したり、安心して遊べる場所としての環境作りに努めた。また、保育園の行事に参加したり、園児と触れ合う機会を多く作った。	・子育てに関する情報の発信や、一人ひとりに見合った関わりをしていった。また、来所者同士でのつながりを仲介することで子育て家庭の孤立感の軽減に努めた。	・担当者打ち合わせを行い情報交換をし、実施内容の充実を図る。 ・子育て支援に関する研修会を開催し一人ひとりの関わり方のスキルアップを図る。		子育て支援課
			⑤育児サークルへの支援 市民による自発的な育児サークルが活発化するように、活動場所や情報提供等の支援をします。		・依頼があった時には、活動場用の提供や情報提供に努めた。	・サークルからの依頼を受け各保育園や子育て支援センター等にパンフレットを配架することにより情報提供の支援につながった。	・育児サークルへの情報提供及び活動の場・場所の提供を積極的に支援する。		子育て支援課

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成24年度実施状況	成果・効果等	平成25年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう、佐倉っ子	(1) 地域における子育ての支援	施策ー4 子育て情報の提供と相談・交流の場づくり	⑥民生委員・児童委員、主任児童委員との連携の強化 民生委員・児童委員、主任児童委員とより一層の連携を図り、子育て支援を推進します。		・佐倉市民生委員・児童委員協議会では、児童専門部会を設けて、児童福祉の向上並びに児童の健全育成のための研修会等を実施した。(児童専門部会年4回開催、研修会1回開催、その他主任児童委員会議開催) ・要保護児童を対象にした、実務者会議(年2回)において、地域で気になる子どもや親の情報を得た。 ・DV対応研修を実施し、DVに対する理解と子どもに対する影響について理解を深めた。	・各地区において、民生委員として子どもの見守りやあいさつ運動などの活動が展開され、児童の健全育成が図られた。 ・地域の民生委員・児童委員、主任児童委員を通じて地域の情報を早期に察知することが出来た。 ・継続的な日常の支援について、民生委員・児童委員と連携して行うことが出来た。	・地域の身近な民生委員・児童委員、主任児童委員との連携を強化し、地域の情報が入りやすい関係を構築する。 ・地域の民生委員・児童委員、主任児童委員との連携を強化し、地域の情報が入りやすい関係を築く。	・民生委員・児童委員だけでは限界がある。地道な活動と他の団体等との連携が必要。	社会福祉課 子育て支援課 児童青少年課
			⑦地域における子育て支援の拠点としての児童センター・老幼の館の機能拡充 地域における子育て支援の拠点として児童センター・老幼の館の機能を整備・充実していきます。新たな建設・増築等に際しては、ユニバーサルデザインに配慮し、幼児や障害者が利用しやすいよう整備していきます。		・各児童センター・老幼の館において、乳幼児と保護者を対象に子どもの年齢に応じた事業を実施した。児童を対象に遊びと生活の援助を行った。	・乳幼児と保護者に集いの場を、また、児童を対象に遊びと生活の場を提供し、地域の子育て支援の拠点として充実を図った。	・児童センター・老幼の館については、引き続き乳幼児を対象とした事業の実施や、集いの場、情報提供の場として地域の子育て支援の拠点として充実を図っていく。		子育て支援課
		施策ー5 幼稚園就園奨励費補助金、児童手当、医療費等の助成	①幼稚園就園奨励事業等の実施 市内の私立幼稚園に対して、振興事業補助金を交付することにより、幼稚園の振興を図ります。また、幼稚園就園奨励事業を実施することで、市内在住の園児の保護者に対し、経済的負担の軽減を図ります。		【24年度実績】 対象者数 1,993名 補助金額 203,052,500円	・私立幼稚園へ就園している世帯のうち、経済的理由により就園が困難な世帯の負担軽減になっている。	・引き続き、私立幼稚園振興補助事業および私立幼稚園就園奨励補助事業を進める。		学務課
			②児童手当、医療費等の助成 児童手当、医療費等の助成により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。		・中学校3年生までの子どもを養育している保護者に対し、児童手当を支給した。 ○支給額 3歳未満：月額1万5千円。 3歳以上小学校修了前：第1子・第2子は月額1万円、第3子以降は月額1万5千円。 中学生：1万円。 所得制限があり、所得制限額以上の人は、子ども一人につき5,000円。 ・中学校3年生までの子どもに対し、入院・通院(調剤を含む)に要する費用を助成した。平成24年11月診療分までは、通院については小学校3年生まで、入院については、小学校6年生まで。	・児童手当の支給、医療費等の助成をすることにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、子育ての支援を充実させた。	・児童手当を引き続き支給する。 ・医療費助成を、引き続き実施する。		児童青少年課

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成24年度実施状況	成果・効果等	平成25年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子	(2)母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進	施策－1 妊婦に対する相談・支援の充実	①妊婦訪問の実施 不安のある妊婦や健康上、指導の必要性のある妊婦などに対し、訪問による指導を実施し安心して出産ができるよう支援します。	・必要な人に、必要な時期に随時実施 ・妊娠11週以下での妊娠届出率の増加(97%以上)	・ハイリスク者及び希望者に対し、早期支援を行うために、妊娠届出書の回収を月に2回行った（H23年度までは月に1回）。 ・市内5産婦人科と市外3産婦人科にポスターを掲示依頼し、早期に保健センターで妊娠届出を行うよう啓発した。	・妊娠11週での妊娠届出の率88%	・市内及び近隣市の産科医療機関へのポスターの掲示、妊娠届出書の配架により、引き続き早期の妊娠届出を呼び掛ける中で、支援の必要なハイリスク妊婦の早期把握に努める。		健康増進課 「健康さくら21」
			②マタニティクラスの充実 マタニティクラスにおいて、喫煙・飲酒・運動等妊娠中の健康管理に関する講義を開催します。	・市もしくは病院のマタニティクラスを受講した人の増加(93%以上) ・妊娠中の飲酒率の減少 ・妊娠中の喫煙率の減少 ・妊娠中の母親の前で吸っていた家族の減少 ・育児に参加する父親の増加(87%以上) ・夫の育児協力が満足している人の増加	就労中の妊婦及び若い世代が多く在住する志津地区の妊婦が参加しやすい体制にするため、今年度より以下の2点を変更。 ・西部保健センターと健康管理センターの交互開催で実施。（南部保健センターでは実施しない） ・2回のコース開催から、単発開催へと変更した。 ・喫煙飲酒の害は、クラスの中で継続して啓発した。	・マタニティクラス、パパママクラスそれぞれ単発の開催にしたことで平成23年度と比較し、 マタニティクラス参加者136人⇒92人 パパママクラス43組⇒197組に変化 父親の育児参加意識の変化から夫婦での参加希望が増加していることが伺えた。	・母子健康手帳の交付時に、妊娠中の過ごし方、注意等が掲載されたリーフレットを配布し情報を提供し啓発していく。 ・マタニティクラス、パパママクラスにおいて、妊娠中の健康管理について講義し啓発していく。 ・喫煙飲酒の害は、クラスの中で継続して啓発していく。		健康増進課 「健康さくら21」
			③母子健康手帳の交付 母子健康手帳の交付により、母子の健康状態の記録及び活用を促進します。	・妊娠11週以下での妊娠届出率の増加	・市内5産婦人科と市外3産婦人科にポスターを掲示依頼し、早期に保健センターで妊娠届出を行うよう啓発した。	・妊娠11週での妊娠届出の率88.02% ・保健センターでの届出率23.8%⇒29.6%へ増加	・市内及び近隣市の産科医療機関への早期妊娠届出を呼びかけるポスターの掲示、妊娠届出書の配架を継続する。		健康増進課 「健康さくら21」
		施策－2 母子保健相談・健診・指導の充実	①乳幼児健康診査の充実 乳幼児健診の充実を図ります。	・1歳6か月児健診、3歳児健診に満足している保護者の増加 ・1歳6か月児健康診査受診率(100%) ・3歳児健康診査受診率(100%)	・未受診者への受診勧奨を強化し、受診率の向上に努めた。 ・対象者の全数把握をするため、引き続きアンケートで把握に努めた。	・未受診者勧奨により、前年度よりも受診率が向上した。 1歳6か月児健診91.5%⇒93.0% 3歳児健診81.0%⇒87.1%	・引き続き、未受診者勧奨を行い受診率の一層の向上を図る。		健康増進課 「健康さくら21」

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成24年度実施状況	成果・効果等	平成25年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子	(2) 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進	施策一2 母子保健相談・健診・指導の充実	②乳幼児相談・指導の充実 乳幼児相談及び指導の充実を図ります。	育児についての相談相手のいない保護者の減少	・母子保健事業での個別相談を充実させ、必要な支援につないだ。	・乳児相談、もぐもぐ（離乳食）教室、幼児健診、若年ママの集い、多胎児を持つママの集い等の事業を通じて育児相談、支援のほか、電話による随時の育児相談により、保護者の不安軽減を図った。	・引き続き、相談・指導事業を通じての支援を継続していくほか、権限移譲された未熟児に対する個別支援を実施しながら、未熟児を持つ保護者への集団支援について研究をしていく。		健康増進課 「健康さくら21」
			③訪問指導の充実 乳児家庭全戸訪問事業・新生児訪問等の家庭訪問による保健指導を充実させます。	新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問を受けた人の増加	・全戸訪問を受けた人の増加に努めた。また、訪問に至らなかったケースについても育児・生活状況の把握に努め必要な支援につないだ。	・全戸訪問実施数 1,058人⇒1,039人	・全数把握を目標に、事業を展開していく。		健康増進課 「健康さくら21」
			④母子保健に関する情報提供 こうほう佐倉、市ホームページ、CATVを活用し、母子保健に関する情報提供を拡充させます。	広報誌、ケーブルTV296、HP等による情報配信の充実	・ホームページを活用し、タイムリーに情報発信できるよう、定期的に内容の更新を行った。 ・不妊治療やことばの相談に関するポスターを駅や保育園等に掲示した。	・ホームページを用いて、母子健康手帳の改定に関する情報等、新着情報を随時配信した。 ・ポスター掲示に併せて配架したチラシが予想以上のペースでなくなり、関心の高さが伺えた。	・引き続き、ホームページ、広報、ポスターを用いて、タイムリーな情報の配信に努める。		健康増進課 「健康さくら21」
			⑤予防接種事業の周知 予防接種に関する正しい知識の普及と予防接種の勧奨を行います。	予防接種接種率の向上	・通年行っている出生者、転入者等への案内に加えて、新たに始まった不活化ワクチンによるポリオの予防接種や、4種混合予防接種等の導入等について、こうほう佐倉、市ホームページによる情報提供や、個別通知による対象者への周知等を行った。また、麻しん風しんの2期3期4期については、はがきでの勧奨に加えて2月～3月にかけて電話勧奨も行った。	・麻しん風しんの2期3期4期については、はがきでの勧奨に加えて2月～3月にかけて電話勧奨も行った。電話では、これから受けようとしている方もいたが、忘れていた方もいた。迷っている方には、直接勧奨ができ、接種の動機づけになった方もあり、効果的であった。MR2期では、12月末71.2%→3月末95.7%と接種率の向上につながっている。	・日本脳炎・ヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がん等の予防接種の勧奨を継続し、情報提供に努める。尚、MR3期4期の接種は、平成24年度で終了となった。		健康増進課
		施策一3 安心できる医療の整備・充実	①小児初期急病診療所、第2次救急医療体制の充実及び周知 医師会・医療機関と連携を図り、小児初期急病診療所や小児第2次救急医療体制の充実を図ります。	広報誌、HP及びパンフレット等により情報配信の充実を図る。	・毎夜間の午後7時から翌朝6時までと、日曜日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日）は午前9時から午後5時までを、診療時間として診療を行った。スタッフは医師、薬剤師、看護師、医療事務を配置しており、診療業務は、社団法人印旛市郡医師会と診療業務委託契約を締結し、印旛郡市内の小児科開業医や小児科病棟勤務医等を中心に毎日輪番制で従事した。検査及び入院の必要な重篤な患者については小児二次救急医療病院群輪番制方式により紹介及び搬送を行い、医療連携を図った。また、印旛郡内市町村とは管理及び運営に係る経費の負担に関する協定を締結しており、広域での協力体制を敷いた。 【利用状況】 平成24年度 12,183名	・来所者の居住地別割合では佐倉市民が約4割と最多数であるが、医師会、救急隊等の協力もあり印旛郡市内及び近隣市町村の広域にわたる居住者の来所がある。印旛地域唯一の毎夜間の小児初期急病診療に特化した施設であり、小児二次救急医療病院との連携により初期診療、二次診療の機能分化を確立した。 【二次搬送・紹介状況】 平成24年度 333名(2.73%)	・印旛市郡医師会と協力して小児科開業医や病院勤務医等の輪番制を維持し、毎夜間の午後7時から翌朝6時まで、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）については、午前9時から午後5時までを診療時間として診療を行っていく。入院の必要な重篤な患者については、小児二次救急医療病院群輪番制方式により紹介及び搬送を行い医療連携を図っていく。また、印旛郡内市町とは管理及び運営に係る経費の負担に関する協定を締結しており、広域での協力体制を敷いていく。		健康増進課

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成24年度実施状況	成果・効果等	平成25年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子	(2)母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進	施策一3 安心できる医療の整備・充実	②医療情報提供の充実 保健・医療等の情報を含めた子育て総合情報冊子の作成により、医療機関についての情報提供を進めます。	子育てナビ、HP及び健康カレンダー等により情報配信の充実を図る。	・休日夜間の医療体制についての情報が掲載されている子育てナビの配布を行った。 ・4月1日の広報誌により、乳幼児の健診等のスケジュール及び各種予防接種協力医療機関や市内医療機関一覧を掲載した健康カレンダーを各家庭に配布。また、出張所等、市の出先機関や各種事業で健康カレンダーを配布。	・医療の情報を掲載した事で、子育ての便利帳として利用者から好評を得た。	・子育てナビの配布を継続して行う。 ・子育て情報誌「さくらっ子・子育てナビ」に保健・医療等の情報を掲載する。 ・子育てナビへ、医療情報を提供。その他、佐倉市ホームページ、健康カレンダー等を活用し、医療機関情報の提供を進めていく。		子育て支援課 健康増進課 「健康さくら21」
		施策一4 食育の充実	①食育の推進 食に関する調査の実施と調査結果に基づく指導の継続実施、保護者との連携等により、子どもが適切な食習慣を身につけられるようにします。	・食に関する調査の実施をします。(小学校5年生、中学校2年生を対象に年1回) ・食に関する指導の実施(小・中34校) ・地場産物を多く使用した学校給食の実施(小・中34校)	・保育園の保護者を対象に、食生活調査を実施した。内容は園児の朝食の喫食状況、朝食の内容、睡眠の状況、保護者の保育園給食に対するニーズ等。 ・給食時の栄養士の巡回指導を常時行うとともに、公立保育園8園で、クッキング保育、食の体験指導、食のマナー指導を行った。また、給食試食会やミニ講座も開催した。	・保育園の保護者を対象に、朝食の摂取状況について継続的に調査を行った。特に今回は朝食の内容に踏み込み、バランスのとれた朝食の大切さについて啓発を行った。また、朝食が、一日の生活リズムを整えるために、大きな役割を果たしていることを訴え、家庭と連携して、園児に適切な朝食の習慣が見につくよう働きかけた。 ・さらに、食器の正しい置き方、箸の正しい持ち方を保育園で指導し、家庭と連携して食の正しいマナーが見につくように働きかけた。	・保育園の保護者を対象に、食生活調査を実施する。 ・箸指導、食器の置き方指導等の職のマナーについての指導も随時行っていく。 ・クッキング保育や給食だよりの発行、試食会の実施等に積極的に取り組み、食育を推進する。	・園の畑でとれた農作物を食育に使用する場合、できるだけ農作物の放射能測定を事前に行い、安全を確認して使用するように心がける。	子育て支援課 指導課
			②食に関する地区講習会の推進 食生活改善推進員との連携により、適切な食習慣等についての周知啓発を図ります。	・健康づくりのために栄養や食事について考えていない保護者をなくす。(幼児の保護者なくす) ・おやつ目的を理解している幼児の保護者の増加(75%以上)	・食生活改善推進員との連携による地区講習会を開催し、子どもや保護者が料理や食に関心を深め、栄養のことを考えて食べることの大切さについて認識を高めてもらうよう、周知啓発に努めた。 ・地域の乳幼児を持つ保護者に対し、おやつや朝食摂取に関する知識の普及に努めた。	食生活改善推進員と連携して開催した地区講習会 年間8回延べ271人が参加	引き続き、食生活改善推進員と連携し、子どもの適切な食習慣に関する講習会等を開催し、啓発に努めていく。	健康増進課 「健康さくら21」	
		③地産地消の推進 安心安全で、生産者の顔がみえる食材を提供するための啓発に努めます。	生産者で組織する農産物直売所(7ヶ所)をホームページ及び広報で紹介し、地産地消の推進を図る。	生産者で組織する農産物直売所(7ヶ所)をホームページ及び広報で紹介し、地産地消の推進を図った。	農産物直売所情報を広報することにより、地産地消の推進が図れた。	生産者で組織する農産物直売所(7ヶ所)をホームページ及び広報で紹介し、地産地消の推進を図る。	農政課		

	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成２４年度実施状況	成果・効果等	平成２５年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子	(２) 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進	施策－５ 子どもの健康・体力づくり	①子どもの健康・体力づくりに関する情報の提供 幼児を持つ保護者に対する、身体を使った遊びや戸外で安心して学び遊べる場所、スポーツサークル等についての情報を提供します。	子どもと保護者がともにスポーツを楽しめる機会を年間2回以上提供する。 スポーツリーダーバンクよりスポーツ指導者の派遣を年間2団体以上行う。	・外遊び、自由保育を推進する団体の情報が掲載されている子育てナビの配布を行った。 ・青少年相談員連絡協議会と連携し、「ソフトドッジボール交流大会」を7/21に市民体育館で実施した。対象は小学4～6年生。（参加 26チーム 240名） ・青少年相談員連絡協議会と連携し、「たこあげ大会」を1/6に岩名運動公園陸上競技場で実施した。（参加 176名） ・青少年相談員連絡協議会と連携し、「綱引き大会」を3/3に市民体育館で実施した。対象は小学4～中学3年生。（参加 小学生11チーム 中学生9チーム 199名） ・ニュースポーツまつり、スポーツフェスティバルの開催。 ・生涯学習情報誌（「我ら学び隊」、「あそび場百科じてん」）の発行、及びホームページへの掲載を通じて、各種イベント情報の提供を行った。 ・すべての小学校(23校)の校庭であそび場開放を実施した。	・ソフトドッジボール交流大会、たこあげ大会、綱引き大会を開催し、子どもたちが体を動かす機会を提供した。 ・スポーツを通して、多くの人達とふれあうことができた。 ・一般向け、児童向けの2種の情報誌を、それぞれ4回/年各回600部発行した。公共施設での配布及びホームページでの閲覧を通じて、情報提供ができたものと考えられる。 ・小学校校庭をあそび場開放することで、安心して戸外遊びができる場所を提供できた。	・子育てナビの配布を継続して行う。 ・青少年育成団体と連携し、ソフトドッジボール交流大会等を開催する。 ・ニュースポーツまつりやスポーツフェスティバル等子どもと保護者、地域の方とともにスポーツを楽しむ機会を提供する。 ・生涯学習情報誌（遊び場百科じてん、我ら学び隊）を発行し、幼児や小学生に対する自然体験活動、スポーツ大会等の情報を子どもたちへ提供する。 ・小学校における遊び場開放の実施		子育て支援課 児童青少年課 生涯スポーツ課 社会教育課
			②学校開放等の実施 学校開放等により、子どもが身体を動かす機会を拡充します。		・すべての小中学校（34校）で学校開放を実施した	・すべての小中学校（34校）の体育館、及びすべての小学校（23校）の校庭を開放し、市民のスポーツ・レクリエーションの活動の場として、健康増進、情操の涵養及び教育の向上が図れた。 ・24年度 利用件数22,869件 利用人数728,974人	・小中学校における学校施設開放の実施	・利用団体が年々増加しており、地域によっては、新規団体の参入の難しさや既存団体の利用の制限等、利用規定の見直しが検討課題となってくる。	社会教育課
		施策－６ 思春期保健対策の充実	①次代の親づくり 育児に対する関心・知識等を高めるために、中学生等を対象とした乳幼児とのふれあい体験の場を設けます。また、各学校が必要に応じて、健康増進課、保健所等の協力を得て、子育てに関する教育の推進を図ります。その他、「心の健康教育」の一環としての、思春期からの父性教育の実施を図ります。		・佐倉市養護教諭研修会において、性教育に関する研修の機会を設けることで、性に関する指導及び相談、連携体制を図るために必要な知識や情報を習得した。 ・市内中学校5校、高校1校において、家庭科、総合学習の時間を中心に、子育て理解講座を実施し、子育てに関する教育の推進を図った。 - 実施校 中学校：佐倉中学校、西志津中学校、臼井南中学校、井野中学校、志津中学校 高校：佐倉東高校 ・ジュニアリーダー初級認定講習会を実施し、子ども世代のリーダーを育成した。（受講生数34名） ・健やか親子21の中で、連携強化が示されている学校保健分野と連携を図り、小竹小学校をモデル校として思春期保健教育に取り組んだ。 ・養護教諭研修会に参加しながら、性に関する指導案を作成した。 ・保健師が講師となり学校へ赴き養護教諭との情報交換を通して連携強化を図った。	・佐倉市養護教諭研修会において、性に関する指導及び相談体制の充実を図るため、健康増進課・保健師と情報交換の場を設けた。 ・早期における子育てに関する知識の獲得 ・集団活動の意義や、野外活動体験、創作活動などを中心に、宿泊を含めた講座を9回実施し、地域活動に参加できる子どもたちの育成を行った。 ①命の大切さをテーマに5回の授業を実施、224人の参加を得た。 ②指導案を作成することができた。 ③研修会に参加し、学校、地域それぞれの現状を共有することができた。	佐倉市養護教諭研修会において、性に関する指導及び相談、連携体制を図るために必要な知識・情報を習得するため、研修会を引き続き実施していく。 また、健康増進課を始めとする関係部署との連携・協調態勢の中で情報交換を実施することにより、一層充実した指導内容を目指す。 ・中学・高校における子育て理解講座の実施 ・中学・高校が、命の大切さや子育てに関する事業を行う際に、妊婦ジャケットや沐浴人形の貸出しを行う。 ・子どもたちの学校・学年間を超えた体験活動や、異年齢交流を通じて、小さな子どもを思いやる心を培う。 平成24年度に作成した指導案を基に、命の大切さの授業を実施する意向のある学校を募り、他校にも広めていく。		指導課 社会教育課 児童青少年課 健康増進課

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成２４年度実施状況	成果・効果等	平成２５年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子	(２) 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進	施策一６ 思春期保健対策の充実	②喫煙、飲酒、薬物等に関する意識啓発 思春期における喫煙・飲酒・薬物等の害についての教育の継続的な実施とチラシ、ポスター等による意識啓発を実施します。	市内小・中学校において、薬物乱用防止教育を行う。	・薬物乱用防止教室を開催するとともに、薬物乱用防止に関するポスター等の配布を実施し、意識啓発を行った。 ・広報さくらでの啓発を継続実施した。	・市内小・中学校において薬物乱用防止教室を行うことにより、小・中学生への薬物乱用に関する学習と意識啓発の機会を設けた。 ・６月１日号、１２月１日号広報にて、タバコ、アルコールに関する記事を掲載した。	・薬物乱用防止教室の開催について、引き続き実施・推進することにより、次世代を担う子どもたちに必要な薬物に関する知識・情報の習得を継続していく。 ・広報紙、佐倉市HP等を活用し若者に対する喫煙、飲酒、薬物に関する意識啓発を継続していく。		指導課 健康増進課
			③学校における性の教育・相談体制の充実 各学校において性教育を充実させます。同時に、スクールカウンセラー、養護教諭を中心とした相談体制の充実を図ります。 また、教育現場と保健行政それぞれが抱えている課題を共有できる体制の整備を図ります。その他、学校と家庭の連携強化にも努めます。	性教育に関する研修会を実施する。	・佐倉市養護教諭研修会において、性に関する指導及び相談体制の充実を図るため、性教育に関する研修の機会を設けた。	・佐倉市養護教諭研修会において、健康増進課・保健師と情報交換の場を設けることにより、相談・連絡体制の充実と課題の共有化を目指した。	・各学校や健康増進課と連絡調整を行いながら、性教育に関する相談について広く取り上げることができるよう、連携体制の充実を図る。		指導課

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成２４年度実施状況	成果・効果等	平成２５年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子	(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	施策一 1 多様な体験活動と地域活動の充実	①芸術・文化体験の機会の拡大 質の高い音楽・演劇・美術等を鑑賞するとともに、子ども自らがそれらの芸術を楽しんで実践できる機会を設けます。その時に、既存の美術館・音楽ホールや地域における人材の有効活用を図ります。	【音楽ホール】 学校巡回音楽鑑賞 年3回(1回につき500人前後) 親子でクラシック23年度 【美術館】 企画展 年2回	【市民音楽ホール】 ●学校巡回音楽鑑賞会 ①6/13ニューフィルハーモニーオーケストラ千葉(10:30開演) ②6/13ニューフィルハーモニーオーケストラ千葉(14:00開演) ③11/7日本音楽集団 ●親子でコンサート 6/9 13時開演 ●少年少女ハンドベル教室 ●佐倉少年少女合唱団 ●志津少年少女合唱団 その他、手作り楽器教室、舞台なお仕事探検隊も臼井公民館と共催で実施した。 【美術館】 ●荒谷直之介展 平成24年8月4日(土)～9月23日(日) ●ルパン三世展 平成25年2月2日(土)～3月24日(日) 上記企画展において、市内小中学生を対象に何度でも入場できる無料パスポート(保護者1名が1回無料となる親子券付)を配布した。 ●アート・プロジェクト「ブロックでお城とカムロちゃん！」平成25年3月実施 ●学校連携プログラム《年間通じて》小中学校と連携して以下の事業を行った。 ①鑑賞教室 ②施設見学 ③職場体験 その他、芝千秋の作品・レプリカ(鉛筆風景画)の教材活用や、小中学校美術担当教諭の研修会等も実施した。	【市民音楽ホール】 ●学校巡回音楽鑑賞会 参加校 児童・生徒数 ① 2校 355人 ② 2校 323人 ③ 2校 491人 合計 6校 1,169人 ●親子でコンサート 入場者数 644人 ●少年少女ハンドベル教室 参加者数 17人 ●佐倉少年少女合唱団 参加者数 18人 ●志津少年少女合唱団 参加者数 22人 【美術館】 ●パスポート利用者数 ・荒谷直之介展 236人(うち親子券利用 136人) ・ルパン三世展 1379人(うち親子券利用 775人) 学校を通じて配布する無料パスポートに親子券を付けることにより、家族で気軽に展覧会を鑑賞するきっかけとなった。 ●アート・プロジェクト「ブロックでお城とカムロちゃん！」 参加者数 17組(52人) ●学校連携プログラム 平成24年度 参加校 生徒数 ①鑑賞教室 6 481 ②施設見学 2 117 ③職場体験 11 33	【市民音楽ホール】 ●学校巡回音楽鑑賞会 ①6/19ニューフィルハーモニーオーケストラ千葉(10:30開演) ②6/19ニューフィルハーモニーオーケストラ千葉(14:00開演) ③11/13日本音楽集団 ●親子でコンサート 6月15日(2回公演) 11時・13時開演 ●少年少女ハンドベル教室 ●佐倉少年少女合唱教室 ●志津少年少女合唱教室 【美術館】 ●フィレンツェ ピッティ宮 近代美術館コレクション展 平成25年11月16日(土)～12月23日(月・祝) ●国立美術館巡回展 平成26年2月15日(土)～3月23日(日) ・上記企画展に合わせ、市内小中学生を対象に無料パスポートを配布予定。 ・関連事業として、大人も子どもも参加できるワークショップを開催予定。 ●アートプロジェクト:ブロックを使ったワークショップを開催予定。 ●学校連携プログラム《年間を通じて》平成25年度も引き続き実施。小中学校と連携して次の事業を行う。 ①鑑賞教室②施設見学③出前授業④職場体験、等々。	【美術館】 ・学校連携プログラムにおける鑑賞教室や見学等が増えてきているため、時期が集中した場合に、美術館側の受け入れ体制に無理が生じる。実施時期や受け入れ体制等、学校側のさらなる支援と協力をお願いしたい。	文化課 音楽ホール 美術館

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成２４年度実施状況	成果・効果等	平成２５年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子	(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	施策一1 多様な体験活動と地域活動の充実	②スポーツ、自然体験等の活動の活発化 本市に存在する貴重な緑等を活用した各種の自然体験活動や各種スポーツ活動を充実させます。これらの活動を通して子どもの生きる力や健康の増進等も図っていきます。	子どもが気軽にスポーツを体験できるイベントや教室を、年間3回以上開催する。	・青少年相談員連絡協議会と連携し、「ソフトドッジボール交流大会」を7/21に市民体育館で実施した。対象は小学4～6年生。（参加26チーム 240名） ・青少年相談員連絡協議会と連携し、「たこあげ大会」を1/6に岩名運動公園陸上競技場で実施した。（参加 176名） ・青少年相談員連絡協議会と連携し、「綱引き大会」を3/3に市民体育館で実施した。対象は小学4～中学3年生。（参加 小学生11チーム 中学生9チーム 199名） ・ニュースポーツまつり参加者233名のうち14才までが140名。スポーツフェスティバル参加者835名のうち10才までが252名。	・ソフトドッジボール交流大会、綱引き大会では、ゲームを通して他校の子どもたち同士の交流が図れた。 ・たこあげ大会では、たこあげを通して親子の交流や世代間交流が図れた。 ・スポーツを通じて家族やたくさんの人とのコミュニケーションの向上をはかることができた。	・青少年育成団体と連携し、軽スポーツ活動を展開し、青少年の健全育成に努める。 ・ニュースポーツまつり、スポーツフェスティバル等のイベント、トップアスリート教室等の開催。		公民館 児童青少年課 生涯スポーツ課
			③文化財を活用した歴史体験事業の充実 本市に存在する文化財や博物館等を活用して、様々な歴史体験事業の拡充を図ります。	甲冑試着会1回/年 見学会3回/年 特別公開4回/年	・甲冑試着会2回（5/5こどもの日、11/17時代まつり） ・旧堀田邸観月の夕べ（9/29・9/30） ・市民文化資産見学会（11/24、12/13） ・特別公開3回（旧堀田邸・武家屋敷）4/29、11/23、2/11	・各種の催し物を実施することにより、文化財を訪れる機会が少ない年齢層にアピールすることができた。特に、甲冑の試着会は青少年を含めた家族が積極的に参加する機会となった。将来の佐倉を担う青少年に、郷土の歴史に触れ、理解を深める契機となったものと考ええる。	・甲冑試着会2回（5/5こどもの日、11/16時代まつり） ・旧堀田邸観月の夕べ ・各種文化財見学会3回 ・特別公開3回（旧堀田邸・武家屋敷）4/29、11/23、2/11 予定		文化課

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成２４年度実施状況	成果・効果等	平成２５年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子	(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	施策ー1 多様な体験活動と地域活動の充実	④児童センター、公民館、図書館等での活動の活発化 子どもたちに身近な児童センター、公民館、図書館等を活用して、気軽に参加できる様々な活動を開催します。		・子育て支援事業の実施 ・児童健全育成事業の実施 ・家庭教育事業の実施 ・各種体験講座の実施 ・佐倉っ子塾の実施 ・子どもの居場所づくり ・教育活動団体の育成支援等、子どもたちを見守り育てる事業を実施した。	【児童センター】 ・乳幼児親子を対象に子育て支援事業を実施したことにより、乳幼児親子の交流の場、相談の場となった。 ・小学生を対象に児童健全育成事業を実施し、遊びを通して児童の発達を支援した。 【公民館】 ・乳幼児、２・３歳児と保護者を対象にした家庭教育講座から始まり、主に小学生を対象とする各種の体験講座、佐倉っ子塾などを実施し、子どもの体験活動の場の充実を図った。佐倉っ子塾参加人数合計：1334人 また、地区子ども会等、教育活動団体の育成支援を通じ、地域住民が子どもたちを見守り育てる環境の充実を図った。 【図書館】 ・児童書の収蔵、貸出、おすすめブックリストの配布、幼稚園・小中学校への団体貸出などを通じて、子どもが本に接する機会の充実に努めた。また、おはなし会、おはなしきゃらばん、読み聞かせ講座、科学実験講座など、特に幼児・児童を中心に物語に触れる機会を提供した。 おはなしきゃらばん：1749人 科学実験講座：49人 おはなし会：2631人 参加人数合計：4429人	・子育て支援事業の実施 ・児童健全育成事業の実施 ・公民館においては、青少年を対象にした事業の実施。 ・図書館においては、児童書の購入、おはなし会等の実施。	・情報過多の時代の中で、子どもの関心も多岐に渡っている。 また、習い事等で忙しい子どもも多いため、参加者が固定化することが懸念される。（子育て支援課・社会教育課）	子育て支援課 社会教育課 公民館 図書館
			⑤児童交流事業の活発化 子どもたちの国際感覚を養うため、外国との交流事業の充実を進めます。	引き続き佐倉日蘭協会の佐倉オランダ児童交流事業の支援していくことで、市内児童が他国の児童との交流を行うことを推進していく。それにより、佐倉市内児童が、異文化への興味や理解を深めていくことを図る。	・平成２４年度佐倉・オランダ児童交流事業として、平成２４年１０月１１日～２０日、オランダ・アンネ・フランク小学校から小学生１２名を招聘した。	・佐倉とオランダの生活習慣や文化を体験として学ぶ合うことにより、異文化を受け入れる国際感覚を養うことができる。	・平成２５年度佐倉・オランダ児童交流事業として、平成２５年１１月に、市内小学生１２名をオランダのアンネ・フランク小学校へ派遣予定。		文化課

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成24年度実施状況	成果・効果等	平成25年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子	(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	施策一1 多様な体験活動と地域活動の充実	⑥子ども会活動の活発化 子ども会活動の活発化により、地域の異なる世代の人々との交流や結びつきを強めていきます。		・子ども会中央交流フェスティバルを市民体育館にて実施した。平成24年度は子ども会の交流事業として、各地区子連や協力団体によるゲームブースを展開した。(参加者348名) ・子ども会活動が活発になるように、子ども会をサポートする育成者向けの講習会を実施した。(ゲーム講習会 参加者15名 クリスマス講習会 参加者24名)	・子ども会中央交流フェスティバルでは、市内の子ども会が一堂に会し、ゲームブース等での体験を通じて子どもたちの地域を越えた交流を図ることができた。 ・育成者向け講習会の実施によって、日ごろの子ども会活動に役立つ学習内容を提供することができた。	・子ども会育成者講習会を実施し、子ども会活動の活発化を図る。また、子ども会中央交流フェスティバルを実施することにより、子どもたちの体験活動、異年齢交流の場をつくる。		児童青少年課
			⑦子どもの社会参加の促進 子どもたちのまちづくりへの参加を進めます。				未定		企画政策課
		施策一2 世代間交流の推進	①高齢者と子どもとのふれあいの機会の創出 保育園等において、高齢者と子どもとのふれあいの機会の創出を図ります。		・園児に昔の遊び等を教えてくれる高齢者ボランティアの受け入れを行った。	・世代間の交流が推進され、豊かな保育が実現する。	・ボランティアに限らず、高齢者との交流の機会を増やしていく。		子育て支援課
			②ふれあい体験等の推進 中学生や高校生を対象とした乳幼児とのふれあい体験の実施等を進めます。	市内11中学校での保育園・幼稚園でのふれあい体験の実施します。	・保育園において、中高生の職場体験やボランティア等の受け入れを行った ・中学校、高校において、家庭科、総合学習の時間を中心に、子育てに関する教育の推進を図る子育て理解講座を実施し、生徒と乳幼児が触れ合う機会を設けた。 実施校 中学校：佐倉中学校、西志津中学校、臼井南中学校、井野中学校、志津中学校 高校：佐倉東高校 ・市内中学校における教育の一環として、保育園・幼稚園での体験活動を実施した。	・世代間の交流が深まった。 ・早期における子育てに関する知識の獲得 ・中学校に限らず小学校でも体験活動を実施し、幼稚園児との交流を図った。	・小・中・高生の職場体験やボランティアの受け入れを積極的に行う。 ・中学校、高校における子育て理解講座の実施 ・中学生の職場体験や、ボランティア活動を実施・推進する。	・学校のカリキュラムとの調整が必要なため、全校実施に至っていない。(社会教育課)	子育て支援課 社会教育課 指導課
		施策一3 ゆとりある教育の推進	①就学前教育の充実 集団保育の中での学習や遊び体験が十分行えるよう保育園の保育内容の充実を図ります。幼稚園では、預かり保育の実施を検討します。 また、幼保一元化を踏まえたカリキュラムを研究します。	幼保一元化の先進自治体の実施例についての資料収集を行います。	保育内容研修の実施 ・年齢別保育研修 5回 佐倉保育園と佐倉幼稚園の交流2回 園内研修の実施 ・幼稚園における教育課程の研究を行った。	・集団保育の中で遊びを通して、幼児教育の実践を行った。研修を通して保育内容の充実を図った。 ・市内幼稚園への訪問指導や各種報告書等により、教育現場の状況を確認した。	・研修の参加により保育内容の充実を図る。園内研修の工夫により保育内容を充実させ、保育の質の向上を図る。 ・各種研修への参加や情報収集により、教育内容の充実を図るとともに、今後の調査研究に繋げていく。		子育て支援課 指導課

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成２４年度実施状況	成果・効果等	平成２５年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子	(３) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	施策一３ ゆとりある教育の推進	②保育園・幼稚園と小学校の連携 保育園・幼稚園と小学校との交流を図り、連携を強化します。	保育園・幼稚園と小学校との交流を図ります。	・ 保育所児童保育要録を作成し小学校へ提出。 ・ 佐倉保育園と佐倉幼稚園との交流 ・ 近隣小学校との交流 ・ 保育園・幼稚園児が近隣の小学校に見学に行ったり、小学生が保育園・幼稚園に職場体験に行ったりと、相互に交流活動を行っている。	・ 保育園から小学校への移行を円滑に図るため、「保育所児童保育要録を作成し、就学先へ配布した。 ・ 保育園・幼稚園と小学校との交流が図れた。	・ 今後も保育所児童保育要録の作成をし円滑な小学校への移行を図る。 ・ 保育園・幼稚園・小学校との交流を推進する。 ・ 保育園・幼稚園と小学校との交流を推進し、さらに相互の連携を強化していく。		子育て支援課 指導課
			③障害児教育の充実 障害のある子どものための教育機会をさらに充実させます。	特別支援教育支援員４０名に増員し学校に配置をめざします。	・ ３６名の特別支援教育支援員の配置ができた。	・ 子どもの障がいの多様化・重複化に対応するために必要となる適切な指導及び支援の充実が図れた。	・ 子どもたち個々の必要性に沿った一層きめ細やかな教育を実施するため、特別支援教育支援員の増員を目指し、２５年度は４１名の配置とする。		指導課
			④外部人材の活用 地域に開かれた学校を目指し、各分野の経験やノウハウを持った方を講師として招くなど外部人材の活用を図ります。	社会人活用事業を実施します。	・ 市内小・中学校において、多様な分野の外部人材である社会人の活用を図り、社会人活用事業を実施した。	・ 外部人材である社会人の各分野にわたる知識と経験、専門的な技能を活かすことにより、授業内容の充実を図った。	・ 地域に開かれた学校を目指しながら、同時に学力の向上と体験活動の充実を図り、多くの分野に知識と技能のある外部講師を招聘して、社会人活用事業を実施する。		指導課
			⑤相談・指導体制の充実 施設と地域が子どもの成長を見守っていけるよう、保育園、幼稚園、学校、家庭、地域の連携を強化するとともに、不登校やいじめ等のさまざまな問題に対応するため、相談・指導体制の充実、情報提供等を図ります。	ヤングプラザ、適応指導教室、教育センターにおいて電話での相談を受け付けます。	・ 平成24年度相談件数 公立保育園 相談数延207件 子育て支援センター相談数延4905件 ・ ヤングプラザと連携し、困難を抱える15歳以上の青少年とその家族を対象に「若者自立支援相談事業」を実施した。（年3回実施 相談者若者1名 親等4名） ・ ちば北総地域若者サポートステーションと連携し、若者自立支援相談の機会を提供した。（年11回実施 相談者 若者15名 親等16名） ・ 教育現場における豊かな経験を持つ学校教育相談員がヤングプラザ、適応指導教室、教育センターで学校教育相談を行った。	・ 保育園・子育て支援センター共に来所しての相談が多い。相談内容は健康に関することや栄養に関することが多く、その他情緒面や就園に関する相談も多い。保護者が身近に相談できる場として定着している。 ・ 自立の問題等で悩んでいる親子に相談機会を提供し、面談を通して自立に向けての方向性を模索する機会を提供することができた。 ・ いじめや不登校等の様々な相談に対応し、生徒を指導する上での諸問題の解決と問題発生の未然防止に努めた。	・ 子育て支援センターと保育園の連携を促進し、相談体制の強化を図る。 ・ 子どもの成長を見守っていけるよう、不登校やいじめ等のさまざまな問題に対応するため、相談・指導体制の充実、情報提供等を図る。 ちば北総地域若者サポートステーションと連携し、若者自立支援相談の機会を提供する。 ・ 児童・生徒の健全な成長を見守り、いじめや不登校等の諸問題に対応するため、各関係機関において連携を保ちながら、相談・指導体制の継続的な確保に努め、連絡調整を図る。		子育て支援課 児童青少年課 指導課
			⑥施設・設備の整備 安全でゆとりある教育が実施できるように、ユニバーサルデザインに配慮し、保育園、幼稚園、学校等の施設の整備・充実を図ります。		・ 馬渡保育園の改築事業に伴うスロープ、点字ブロックなどの設置 ・ 耐震補強工事に併せて、体育館等のトイレを和式から洋式へ交換した。 ・ 車いすを利用する児童へのスロープの設置、および、身体の不自由な児童に対応すべく手すりを設置した。	・ 玄関にスロープ、手すりの設置 ・ 床面への点字ブロック設置 ・ 点字案内板の設置など ・ 従前よりもトイレを大切に使用するようになった。 ・ 施設改善により児童への負担を軽減できた。	・ 西志津小学校体育館改築事業に伴い、バリアフリーに配慮した施設整備を行う。 ・ ステージへのスロープ設置 ・ 多目的トイレの設置 ・ 手すりの設置	・ 既設の施設にバリアフリーの整備をする際に、構造的な問題でできない箇所もある。（子育て支援課）	子育て支援課 教育総務課

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成２４年度実施状況	成果・効果等	平成２５年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子	(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	施策一４ 中高生が子育ての意義や大切さを理解する機会の拡充	①中学生等と子どもとのふれあいの機会の創出 中学生や高校生を対象とした乳幼児とのふれあい体験の実施等を進めます。	福祉教育等で小学生・中学生と幼児との交流を図ります。	・保育園において、中高生の職場体験やボランティア等の受け入れを行った。 ・市内中学校５校、高校１校において、家庭科、総合学習の時間を中心に、子育て理解講座を実施し、子育てに関する教育の推進を図った。実施校 中学校：佐倉中学校、西志津中学校、臼井南中学校、井野中学校、志津中学校 高校：佐倉東高校 ・キャリア教育等において幼児と小・中学生の交流活動を実施した。	・早期における子育てに関する知識の獲得 ・小学生・中学生と幼児との交流が図れた。 ・幼児と小・中学生の相互の交流が図れた。	・中学生、高校生の職場体験やボランティアの受け入れを積極的にする。 ・中学校・高校における子育て理解講座の実施 ・中学校・高校が、命の大切さや子育てに関する事業を行う際に、妊婦ジャケットや沐浴人形の貸出しを行う。 ・小学生・中学生の職場体験や、ボランティア活動を実施・推進する。	・学校のカリキュラムとの調整が必要なため、全校実施に至っていない。（社会教育課）	子育て支援課 社会教育課 指導課
			②子育てに関する教育の推進 各学校が必要に応じて、保健所、健康増進課等の協力を得て、子育てに関する教育の推進を図ります。	子育てに関する学習活動についての研究をします。	・保健所や健康増進課等の各関係機関と連携し、啓発資料等による情報提供と健康に関する教育を行った。	・啓発資料の配布と活用により、子育てに関する教育の推進を図れた。	・子育てに関する学習資料の収集・配布を実施し、各学校に意識啓発を行う。		指導課
		施策一５ 家庭教育力の向上	①家庭教育力の向上 子どもの発達段階に応じ、家庭教育の意義と役割を保護者自身が学習する機会を設けるとともに、家庭教育手帳のデータを提供します。また、民間の人材や社会資源を活用した家庭教育事業を進めます。		・家庭教育学級 → 36学級開設 ・家庭教育講演会の実施	・保護者自らが学習する場としての、家庭教育学級を開設した。また、家庭教育に関する情報提供、社会資源を活用した家庭教育講座の実施を通じて、家庭の教育力の向上を図った。	・家庭教育学級委託事業の継続 ・公民館における家庭教育事業の実施		社会教育課

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成24年度実施状況	成果・効果等	平成25年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子	(4) 子育てを支援する生活環境の整備	施策ー1 子どもと外出しやすい環境の整備	①道路の安全性と快適性の向上 都市計画道路、既存幹線道路、通学路の歩道整備を進めるとともに、交通安全施設の設置を進め、利便性・安全性等、道路交通環境の向上を図ります。		【歩道整備】 市道Ⅰ-42号線 L= 240m 市道Ⅰ-49号線 L=1,240m 要望等の対応状況 ・信号機、横断歩道、各種交通規制の要望を佐倉警察署を通じて千葉県交安委員会へ提出した。(84件) ・要望のあった箇所へ電柱幕設置(17件) 施設設置 カーブミラー 23基 街路灯 43基 ガードレール 22m 路面標示 6,733m	・歩道整備(拡幅・フラット化・カラー舗装)により、歩行者の安全対策が図れた。 千葉県公安委員会による対応 ・信号機の新設 5件 ・横断歩道の新設 7件 ・一時停止規制の新設 3件 ・車両通行帯の新設 11件 市による新設 ・カーブミラー 23基(1,250基) ・街路灯 43基(3,301基) ・ガードレール 22m(46,093m) ・路面標示 6,733m	【歩道整備】 市道Ⅰ-42号線 L=200m 市道Ⅰ-49号線 L=150m 市道6-263号線 L=420m ・市民から要望があった交通規制や信号機の設置等について、市から警察署を通じて千葉県交安委員会に要望する。 ・市民から要望があった交通規制や信号機の設置等について、市から警察署を通じて千葉県交安委員会に要望する。	・交通規制や信号機の設置等の要望については、千葉県交安委員会の判断になるが、その進捗状況が把握できず、時間も非常にかかる。	道路建設課 土木河川課 道路維持課
			②利用しやすい公共施設等の整備 公共施設、公共交通機関におけるエレベーター、授乳室、ベビーコーナー等の設置により、子育て世帯が安心して社会参加できるまちづくりを進めます。その他、施設整備にあっては、ユニバーサルデザインに配慮し、子どもに目が行き届く配置等の工夫をします。		・昨年度は特段の新設をしていないが、これまで整備を進めた結果、市内の京成・JR各駅については、バリアフリー化が完成している。 ・岩名運動公園拡張整備事業トイレ・更衣室等新築工事(平成25年3月に竣工) ・市役所庁舎の1階男女便所にベビーチェアを設置(各1か所) ・市役所庁舎の多目的便所にベビシートを設置	・子育て世帯の利用者に配慮した施設が整備できた。	なし	・既存施設の整備が不十分	企画政策課 社会福祉課 資産管理経営室
		施策ー2 子どもが安心して遊べる環境の整備	①公園・広場・緑地の整備等 子どもたちが、近所で気軽に外遊び等ができるように、身近な公園、広場、緑地の整備・再整備を進めます。また、佐倉草ぶえの丘についても、子どもの健全育成を図るためさらなる充実に努めます。	健康遊具については、年に1～2公園の整備	・健康遊具設置 上座総合公園 2基 直弥公園 1基	・健康遊具を設置することにより利用者の健康増進を図ることができる。	・健康遊具設置 岩名運動公園 3基		公園緑地課 農政課

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成24年度実施状況	成果・効果等	平成25年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子	(4) 子育てを支援する生活環境の整備	施策一2 子どもが安心して遊べる環境の整備	②公園・緑地の維持管理体制の充実 安全で快適に利用できるよう公園・緑地の維持管理体制の充実を図ります。街区公園は、より多くの住民参加による維持管理体制の啓発とその定着を図ります。	・街区公園 254公園 ・清掃協力 39団体85公園	・公園管理箇所数 285箇所 ・清掃協力団体 40団体 ・公園 78箇所 ・緑地 9箇所	・住民の協力により清掃に係るコストを下げるができる。・住民同士で話す機会を作ることができる。・住民からも公園利用の意見を聞くことができる。	・清掃協力団体 41団体 ・公園 79箇所 ・緑地 7箇所	・清掃協力団体の高齢化 ・遊具の経年劣化	公園緑地課
			③学校施設を使った遊び場の拡充 体育館や校庭等、学校施設の開放を進めるとともに、余裕教室の活用を図ります。	各小・中学校における学校開放の実施	・各小・中学校において学校教育に支障とならない範囲で学校施設を開放している。 ・ミーティングルーム・地域学習室等の開放を行った。	・学校運営委員会等の話し合いと相互理解の下、規則に従って円滑に学校開放が実施されている。 開放実績校 12校 利用団体 44団体 全使用回数 1068回 延べ利用者数 28,054名	・各小・中学校では学校教育に支障とならない範囲で地域住民や各種団体に学校施設を開放する。	・セキュリティ面の対応が検討課題である。(社会教育課)	指導課 社会教育課
			④遊びの指導者の発掘・育成 子どもたちが、安全に外遊びができるように支援する遊びの指導者等の発掘・育成を進めます。		・遊びの指導者の育成について検討するとともに、関係団体との意見交換会や研修に参加した。	・外遊びの重要性について理解を深め、関係団体と情報共有ができた。	・研修等に参加しさらに理解を深めるとともに、遊びの指導者の育成について検討する。		子育て支援課
			⑤自然環境の保全 本市の豊かな自然環境を体験して、子どもたちが成長していけるように、必要な自然環境の維持保全を図ります。	現在管理している市内保全管理地5か所以上	・市民協働により保全管理地の管理を行った。また、市内小学生を対象とした自然体験学習会を開催した。	・市民協働による良好な管理保全が実施されたことにより、保全管理地に豊かな自然環境が形成された。また、小学生を対象とした自然観察会において、印旛沼を取り巻く自然環境の体験学習をすることができた。	・市民協働による管理保全活動の充実を図る。また、自然観察会等を開催し、市民に自然環境の保全について周知・啓発を図る。	・小学生を対象とした体験学習会は、参加人数の減少により、平成23年度から事業規模を縮小したが、より多くの子供たちが参加していただけるように事業内容の充実を図る。	環境保全課
			⑥子育て総合情報冊子の作成 各種の子育て支援サービス、保健・医療、子どもの遊び場等の情報が利用者に十分周知されるよう、子育て総合情報冊子を作成します。また、ホームページにも情報を掲載します。		・子育て情報誌「さくらっ子・子育てナビ」の内容の充実を図った。また、市のホームページでも情報を掲載した。	・子育て情報誌により、さまざまな子育てに関する情報提供ができ、子育ての支援につながった。	・子育て情報誌「さくらっ子・子育てナビ」をさらに活用しやすいよう内容の充実を図る。		子育て支援課
		施策一3 ゆとりある住環境の整備	①市営住宅の整備 子どもの成長過程にふさわしい市営住宅と遊び場等の住環境の整備を推進します。						建築指導課

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成24年度実施状況	成果・効果等	平成25年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子	(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進	施策一 1 家庭や職場等での男女平等参画意識の醸成	①家庭、地域、職場等での男女平等参画意識の醸成 家庭、地域、職場等において、男女平等参画意識の浸透が図れるよう努めます。講座、講演会等の開催やリーフレットの作成、また、男女平等参画推進センターにおいて、情報や学習機会の提供に努めます。		・6月、「ミウズ☆フェスティバル」において、推進センターの登録団体との協働で、男女平等参画に関するテーマ展示や折紙講習会、絵本の読み聞かせ、防災グッズ作成兼展示を実施。5日間開催し、来場者837人（延べ人数）。 ・6月、男女平等参画講演会の実施。落語で江戸の女性たちの生き方を学んだ。参加者107人。 ・11月、「さくらフェスタ」において、男女平等参画に関する講演会、ファッションショー、テーマ展示を実施。参加者401人。 ・再就職活動中の女性が参加する「再就職応援講座」や熟年男性が参加する「土曜塾」などの学習会を年に7回を実施。 ・月ごとに内容を更新する館内のテーマ掲示において、広く男女平等参画推進について取り上げた。	・講演会やセミナー等を実施することで、男女平等参画意識の醸成を図った。 ・さくらフェスタでは女子美術大学と連携協働し、ファッションショーを行った。真摯に学びに取り組む学生の姿を通して、男女共に平等に学習の機会が与えられるべきであるという意識啓発を図った。 ・「再就職応援講座」を実施し、再就職を考える女性にパソコン操作に慣れることや自身のキャリア形成について考える機会を設け、前向きに活動していけるようを後押しした。	・推進センターにおいて、掲示板を利用し情報提供（年間通して随時）、学習会の開催（年間5回以上） ・6月男女平等参画週間に、推進センターと登録団体の協働事業「ミウズ☆フェスティバル」を開催し、推進センター主催でミウズ10周年記念男女平等参画講演会を実施する。 ・「再就職応援講座」の開催により、再就職を考える女性にパソコン操作のスキルアップ支援や自身のキャリア形成について考える機会提供する。 ・「さくらフェスタ」にて男女平等参画に関する講演会を開催する。	・参加者の世代に偏りがある（60代以上が多い）ため、幅広い世代の方が参加できるイベントを企画する必要がある。	自治人権推進課 子育て支援課
			②マタニティクラスにおける父親の意識啓発 マタニティクラスにおいて、父親の育児への積極的な参加など、夫婦共同による、子育ての意識普及に努めます。	・育児に参加する父親の増加（87%以上） ・夫の育児協力に満足している人の増加	・パパママクラスに参加する父親に、妊産婦の体の変化や、育児協力の大切さを伝えるとともに、沐浴実習や妊婦体験を促し、夫婦共同の必要性の認識を促した。 ・パパママクラスの参加率90%、及び、夫の育児協力に満足している人90%（市民意識調査）を目指し事業を展開した。	・パパママクラスや妊娠届出時に配布するリーフレット等を通じ、父親にも、妊産婦の体の変化や、育児協力の大切さを伝えるとともに、沐浴実習や妊婦体験を促し、夫婦共同の必要性の認識を促すことができた。 ・父親の参加数前年度の43人⇒192人へと大幅に増加した。	・引き続き、パパママクラス等を通じ父親の育児参加の大切さを啓発し、理解と協力を求めている。	健康増進課 「健康さくら21」	
		施策一 2 仕事と子育てが両立できる就業環境の整備・充実	①仕事と子育てが両立できる就業環境の整備・充実 市内の企業・事業者へ、子育て支援体制充実の必要性について啓発を図ります。また、育児休業制度等の周知やパートタイム労働者等への関係法規等の学習会を開催します。		・「働く女性の状況」をテーマに推進センターで掲示を実施。 ・再就職活動中の女性が参加する「再就職応援講座」を推進センターで実施。 ・パンフレット類の窓口配布及び案内、ホームページでの周知を行った。 （内容） ・育児休業制度 ・パートタイム労働者等の関係法規 ・事業所内保育所設置、運営等助成 ・商工会議所に対し、ワークライフバランスに関する啓発・資料提供を行った。	・「働く女性の現状」をテーマに掲示することで、仕事と子育ての両立について考えるきっかけになった。 ・「再就職応援講座」を実施することで、参加者にパソコン操作スキルアップや自身のキャリア形成について考える機会を設け、活動を後押しした。 ・制度等の周知が図れた。	・推進センターにおいて、掲示板を利用し情報提供（年間を通して随時） ・「再就職応援講座」の開催により、再就職を考える女性にパソコン操作のスキルアップ支援や自身のキャリア形成について学習する機会提供する。 ・女性の働き方に関わる税制度、年金制度の問題点と現状について学習する機会を提供する。 ・パンフレット類の窓口配布及び案内、ホームページでの周知を行う。 ・各種制度等について、商工会議所を通じて市内の事業者への周知を図る。	・市内の企業・事業者への啓発ができていないので、情報発信などを通してアプローチする必要がある。	自治人権推進課 子育て支援課 産業振興課
			②再就職の支援 出産・育児等によりいったん仕事を辞めた女性の再就職を支援するため、地域職業相談室等を活用し、女性の再就職を支援します。		・地域職業相談室実績 新規求職申込件数 1,052件 紹介件数 5,675件 就職件数 896件 ・子育てお母さんの再就職支援セミナー開催（参加者23名）	・地域職業相談室では、女性の再就職に限定したものではないが、職業紹介を通じて多くの利用者を就職に結びつけることができた。 （利用者の約4割弱が女性） ・セミナーは、参加者の就職スキル向上の一助となった。	・「地域職業相談室」において、求人情報の提供、職業相談、職業紹介等を行い、就職の支援を行う。 ・子育て中の女性の再就職を支援するセミナーを開催する。	産業振興課	

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成２４年度実施状況	成果・効果等	平成２５年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子	(６)子ども等の安全の確保	施策一 1 犯罪防止策の推進	①地域での見守り体制の構築 地域の人々が、登下校中や遊んでいる子どもの安全に注意を払えるよう、啓発等を図っていきます。	・交通安全移動教室の実施(市内全小学校23校)	・自治会等や自主防犯活動団体に対し、防犯資器材（腕章・タスキ・誘導灯・拍子木）の貸出しを実施。24年度貸出し件数25。 ・市内の防犯指導員を対象に、5月26日に防犯研修会を実施。参加者232名。 ・京成志津駅、京成臼井駅において、12月に防犯キャンペーンを実施。 ・交通安全移動教室を各幼・小・中学校において実施した。 ・スクールガードボランティアと保護者の協力により、子どもたちの登下校の安全確保への意識を高めた。 ・保護者6548名、ボランティア2691名の合計9239名がスクールガード活動に参加。 ・8月にスクールガードフォーラムを実施。保護者、地域のボランティアの方、学校職員等が参加し講話を聴講したり、学校・保護者・地域が連携したスクールガード活動のあり方を交通安全の視点から意見交換したりした。 ・市広報番組を使った防犯啓発を実施。	・地域における自主的な防犯活動を支援することにより、犯罪の抑止が図られている。 ・防犯研修会を実施することにより、警察などの専門的なアドバイス等を聞く機会を提供でき、指導員の防犯知識の向上が図られている。 ・防犯キャンペーンや広報媒体を使った啓発により、多くの市民の防犯意識の高揚が図られている。 ・子どもたちの安全確保のため、登下校中の通学路や横断歩道の通り方、安全な自転車の乗り方等について意識啓発できた。 ・活動に参加した人数は3年連続で9000名を超え、活発に行われていることがわかる。 ・スクールガードフォーラムでは、地区別の情報交換を行い、よりよい活動に向けて充実した話し合いが実施された。	・引き続き、防犯資器材の貸し出し、防犯研修会を実施し、地域における防犯活動を推進する。また、防犯キャンペーン等により、防犯意識の高揚を図る。さらに、佐倉警察署等、関係機関と連携しながら、防犯活動団体との意見交換・情報共有を図る。 ・交通安全移動教室を引き続き実施することにより、子どもたちの通学・移動中の安全確保を図る。 また、スクールガードボランティアの活用と通学路安全パトロールにより、登下校中の児童・生徒の見守り活動を実施する。 ・引き続きボランティア、地域防犯団体が連携を図り、より効果的な活動を行っていく。 ・8月2日に中央公民館で第8回スクールガードフォーラムを実施する。	・活動参加者及び活動後継者の拡大 ・活動を継続していくための方策	防災防犯課 指導課 学務課
			②犯罪への対処方法の教育 犯罪等に対する基本的な対処方法を子どもに伝え、犯罪に対する知識及び意識の向上を図ります。	・インターネットや携帯電話の望ましい使用方法の啓発を図る。 ・薬物乱用防止教室の実施(年1回)	・市内小・中学校でインターネットや携帯電話の望ましい使用法について意識啓発した。 また、市内小・中学校にて薬物乱用防止教室を行った。	・犯罪等に巻き込まれないようにする身の守り方を子どもたちに伝えることができた。	・市内小・中学校でインターネットや携帯電話の望ましい使用法について意識啓発する。 また、市内小・中学校にて薬物乱用防止教室を行う。		指導課
		施策一 2 いじめ対策の充実	①関係者の連携の強化 地域全体で協力して子どもの成長を見守っていきけるよう、学校・家庭・地域との連携を強めるとともに、いじめや不登校等の問題に対応するため、相談・指導体制を整備・充実します。	・市内全小中学校「生徒指導担当者会議」の開催(年1回以上) ・地区連絡会議等の開催(年1回以上)	・市内全小・中学校「生徒指導担当者会議」を開催した。	・地域全体で子どもたちの成長を見守っていきけるよう、学校・家庭・地域との協力を図り、いじめや不登校等の諸問題に対応するための相談・指導への連携を強めた。	・学校の職員、家庭の保護者、地域住民が協力して子どもたちの成長を見守っていきけるよう、連携態勢を図る。		指導課
			②学校教育相談員等による相談の実施 学校教育相談員等による来所相談や電話相談への対応を実施します。	・相談体制の工夫・充実を図る。	・学校教育相談員、心の教育相談員等による来所相談・電話相談を実施した。	・相談体制の確保と適切な対応を行った。	・相談体制の周知・広報活動を行い、広く活用を図る。		指導課

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成24年度実施状況	成果・効果等	平成25年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子	(6) 子ども等の安全の確保	施策一3 交通安全教育の推進	①交通安全教育の実施 子どもが道路等でできるだけ交通安全に注意を払って行動できるように、警察等の協力のもと保育園幼稚園、小・中学校、幼稚園で交通安全教育を実施します。	・交通安全移動教室の実施 (幼稚園・小学校・中学校)	交通安全移動教室の実施 ・幼稚園 3回 ・小学校 23回 交通安全移動教室を各幼・小・中学校において実施した。 ・中学校 5回	・道路の安全な渡り方と正しい自転車の乗り方の指導を行ったことにより、児童に交通安全意識の向上が見られた。 ・子どもたちの安全確保のため、登下校中の通学路や横断歩道の通り方、安全な自転車の乗り方等について意識啓発できた。	・交通安全移動教室を実施し、安全な歩行の仕方や、自転車の乗り方について指導を行う。 ・保育の場において、年齢に応じた交通安全指導を行う。 ・交通安全移動教室を引き続き実施することにより、子どもたちの通学・移動中の安全確保を図る。		道路維持課 子育て支援課 指導課
			②親に対する啓発・情報提供 子どもを交通事故から守るための情報提供や啓発を様々な機会を通じて実施します。また、チャイルドシート着用等乳幼児の安全のための情報も提供していきます。		・街頭啓発活動 毎月1回 ・広報誌掲載 年4回 ・学校便り、メール配信等を通して保護者に子どもたちを交通事故から守るための情報提供を行った。	・毎月実施した街頭啓発活動や、年4回の交通安全運動期間中に実施した各種啓発など、継続的に活動したことにより、交通安全を意識する市民の増加に効果的であった。 ・子どもたちを交通事故から守るための情報提供ができた。	・街頭啓発活動、広報による情報提供等を行う。 ・学校便り、メール配信等を通して保護者に子どもたちを交通事故から守るための情報提供を過不足なく発信し、さらなる効果を上げていく。		道路維持課 指導課

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成２４年度実施状況	成果・効果等	平成２５年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子	(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	施策一1 児童虐待の防止	①児童虐待防止対策の充実 関係機関によるネットワークの活動を強化し、児童虐待の予防・発見・フォローアップ体制づくりを行います。	母子保健事業（乳児期）の未利用者の把握	・佐倉市児童虐待ネットワークにより、代表者会議、実務者会議やケース検討会議を開催した。 ・代表者会議 1回 ・実務者会議 120回 ・受理会議 392回 ・内部ケース検討会議 245回 ・個別ケース会議 11回 ・乳児期における母子保健事業未利用者の状況把握を継続し、把握困難事例については、児童青少年課等の関係機関に情報提供を行った。	・虐待の世代間連鎖、家庭内の複雑な問題に対応するために代表者会議において各機関の連携強化が図れた。 ・児童虐待防止ネットワーク実務者会議を各機関毎に年2回実施し、学校、保育園、学童保育所、母子保健担当課との連携を図り、虐待の早期発見対応がスムーズに出来た。 ・母子保健事業を重複して未受診のケースに対し、電話や予約なし訪問で状況把握に努めたことで、児童青少年課に引き継ぐケースを絞り込むことができた。	・実務者会議の開催方法の見直しにより、ネットワークの強化を図る。 ・母子保健担当課、子育て支援課との連携を図り、ハイリスク家庭の早期発見早期対応を図る。 ・引き続き、児童青少年課等の関係機関と連携し、支援を必要とするケースの把握に努めていく。	・住所を置いているだけで、生活の実態がないために、状況把握が困難なケースがある。	自治人権推進課 児童青少年課 健康増進課 「健康さくら21」指導課
			②養育支援の充実 乳児家庭全戸訪問事業等の実施により、養育支援が必要であると判断した家庭に対し、専門的知識や経験を有する者が訪問し、養育に関する相談及び指導を行い、養育支援の充実に努めます。	養育支援訪問対象家庭への訪問	・こんにちは赤ちゃん訪問等で把握した養育支援の必要な家庭に訪問し、相談支援を行った。 ・保健師、保育士等による専門的支援に加え、24年度から育児支援ヘルパーによる家事、育児支援を開始した。 要支援家庭 74家庭 延べ訪問回数 385回 ・生後4か月までの「乳児全戸家庭訪問事業」（こんにちは赤ちゃん訪問事業）等の実施により、育児状況を把握し、養育支援が必要な家庭には、専門職による相談、指導、支援の継続に努めた。 ・複数の視点で支援の方向性を検討し、支援の標準化を図るよう心掛けた。	・健康増進課で把握している母子保健事業未利用者の状況把握を、児童青少年課、子育て支援課が協力して行った。 3課が連携することによって、虐待ハイリスク家庭を早期に把握し、支援することが出来た。 ・全戸訪問事業から養育支援事業に繋がったケースが15件あった。	・健康増進課、子育て支援課と協力し、養育医支援が必要な家庭の把握に努める。 ・保健師、保育士等による専門的支援、育児支援ヘルパーによる家事、育児支援を実施する。 ・引き続き、全戸訪問事業の全数実施と、支援の標準化を目標に改善、工夫を図っていく。		児童青少年課 健康増進課 「健康さくら21」
			③市民への啓発 こうほう佐倉、市ホームページ、CATV、ポスター等に加え、講演会等を開催し、虐待防止についての啓発や相談先・連絡先の周知に努めます。	虐待防止についての啓発や相談連絡先の周知	・ホームページ、広報、ポスター、リーフレットにより、家庭児童相談室、児童虐待の通告先について周知を図った。 ・11月の児童虐待防止強化月間に国の作成したポスター（600枚）を自治会に回覧した。 ・虐待防止のリーフレットを作成し、保育園、幼稚園在園児保護者に配布した。（4,325枚）	・学校、市役所出先機関、医療機関等に、ポスター、リーフレットを配布するとともに、関係機関職員に児童虐待防止に関する基礎的研修を行い、相談、・通告先の周知が図れた。	・ホームページ、広報、ポスター、リーフレットにより、家庭児童相談室、児童虐待の通告先について周知を図る。 ・11月の児童虐待防止強化月間に合わせて、虐待防止のリーフレットを、住民回覧する。		自治人権推進課 児童青少年課

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成24年度実施状況	成果・効果等	平成25年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子	(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	施策一1 児童虐待の防止	④民生委員・児童委員等への研修の充実 民生委員・児童委員、主任児童委員に虐待予防やその早期発見を踏まえた研修を設け、さらなる知識の修得を図ります。	・民生委員・児童委員への情報提供(研修年1回)	・要保護児童を対象とした、実務者会議(年2回)において、地域でに気になる子どもや親の情報を得た。 ・民生委員、児童委員向けに研修を実施。社会的養護についての理解を深めた。	・地域の民生委員、児童委員、主任児童委員を通じて、地域の情報を早期に把握対応することができた。 ・ケースの進行管理の中で、民生委員、児童委員と連携しながら支援することができた。	・地域の民生委員、児童委員、主任児童委員との連携を強化し、地域の情報が入りやすい関係を築く。		社会福祉課 児童青少年課
			⑤家庭児童相談室の体制強化 児童青少年課内の家庭児童相談室の充実を図り相談体制を強化します。	家庭児童相談室の周知を図る	・家庭児童相談件数 459件 ・相談延べ対応件数 14,317件 ・出張相談 7回 17件	・相談員の資質向上を図るため、各種研修に参加した。 ・班内でのケース検討に加え、困難ケースについては年2回スーパービジョンを実施し、相談体制の強化が図れた。	・必要な研修に参加し、相談員の資質向上を図る。 ・児童センターでの、出張相談を実施し、相談体制の強化を図る		児童青少年課
		施策一2 ひとり親家庭への支援	①ひとり親家庭自立支援員の設置 ひとり親家庭の抱えている育児や生活に関する悩み事の相談窓口を充実させ、自立に必要な情報を提供します。		・広報、ホームページ。パンフレットにより、ひとり親を支援する制度の周知を図った。 ・ひとり親自立支援に関する相談を電話や、窓口で受けた。 延べ相談件数 母子家庭 376件 父子家庭 26件	・ひとり親自立支援相談の周知が図られ、相談件数が増加した。	・引き続き、ひとり親自立支援員を設置し、ひとり親家庭が抱えている様々な相談に応じ、自立に必要な情報を提供する。		児童青少年課
			②ひとり親家庭等日常生活支援事業 ひとり親家庭の方が、自立促進に必要な活動をする場合などにおいて、一時的に家庭生活支援員を配置し、人的支援をします。		・ひとり親の相談時や、児童扶養手当現況調査のおりに、ひとり親日常生活支援事業のパンフレットを同封し周知を図った。 登録人(世帯)数:33人 利用時間:50.5時間 利用回数:5回	・病気や就職活動の支援として周知が図られ、登録人数が増加している。	・引き続き、制度の周知を図る。		児童青少年課
			③自立支援教育訓練給付金事業 母子家庭の母の職業能力を高めていく取組を経済的に支援します。		・自立支援教育訓練給付金支給者数 1人	・広報、チラシ、ひとり親自立支援員の相談等で周知を図った。	・母子家庭の母の生活の安定と自立支援の充実を図るため、雇用保険の教育訓練給付金の受給資格を有していない母子家庭の母が、指定教育講座を修了した場合、要綱の基準により自立支援教育訓練給付金を支給する。		児童青少年課

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成24年度実施状況	成果・効果等	平成25年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子	(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	施策一2 ひとり親家庭への支援	④ひとり親家庭等医療費等助成事業・児童扶養手当支給事業 ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図ります。		・18歳までの児童（基準以上の障害がある場合は20歳の誕生日まで）をもつひとり親家庭等に対し、医療費の自己負担額の一部を助成した。 ・18歳までの児童（基準以上の障害がある場合は20歳の誕生日まで）をもつひとり親家庭等に全部支給者は、月額41,430円、一部支給者は、月額41,420円～9,780円のいずれかを支給した。	・医療費を助成することにより、ひとり親家庭等の経済的負担を軽減し、生活の安定が図られた。 ・児童扶養手当を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進が図られた。	・引き続き、ひとり親家庭への支援として、医療費の助成、児童扶養手当の支給をする。		児童青少年課
			⑤民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動の活性化 民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動の活性化により、ひとり親家庭へのよりの確な支援を実施していきます。		・民生委員・児童委員の活動について、ひとり親家庭に知らせ、身近な相談相手として情報提供した。	・身近な相談相手として、民生委員・児童委員の存在を知らせ地域での支援者に関する情報を提供した。	・ひとり親家庭の了解を得て、地域の支援者である民生委員、児童委員に必要な情報を提供する。		児童青少年課
			⑥交流の場の拡充 ひとり親家庭の交流の場を拡充し、精神的な支援を充実させます。		・佐倉市母子寡婦福祉会において、下記事業を実施した。対象者をひとり親としたが、父子家庭の加入がなかった。 研修旅行：39人 料理教室：22人 県加バー会：10人 お楽しみ会：23人 新年会：32人	・ひとり親の交流を図ることが出来た。	・佐倉市母子寡婦福祉会の活動を通じ、ひとり親家庭の交流の場や共通課題の情報を提供する。父子家庭の加入を勧める。	・会員数の低迷	児童青少年課
			⑦入学就職祝金の支給 入学就職祝金を継続し、ひとり親家庭を応援するメッセージとします。		・ひとり親家庭等の児童が小学校、中学校、高等学校に入学する時、又は中学校を卒業して就職する時に、児童一人につき1万円を支給した。 平成24年度支給対象児童数：352人	・祝金を支給することにより、ひとり親家庭等の児童の勉学の意欲の高揚が図られた。	・引き続き、入学就職祝金を支給する。	・行政活動成果評価懇話会から所得制限の導入等の検討をするように意見が出されており、引き続き検討していく。	児童青少年課
		施策一3 障害児への支援の充実	①相談・指導・支援の充実 身体障害者・知的障害者等、障害のある子どもの早期発見と相談・指導・訓練体制の充実を関係機関の連携により図ります。	母子保健事業による要支援者全員把握	・市内3か所の社会福祉法人に相談支援事業委託を行った。 ・広汎性発達障害に関する啓発に努め、社会的認知度を高めるため、幼稚園、保育園等に『ことばと発達の相談室』のポスターを掲示し、子どもの発達に関する相談先の周知を図った。	・37名の児童が利用した。 ・幼稚園、保育園等に『ことばと発達の相談室』のポスターを掲示し、子どもの発達に関する相談先の周知を図り、僅かではあるが相談に繋がったケースがあった。	・引き続き市内3か所の社会福祉法人に相談支援事業の委託を行い、相談体制の充実を図る。 ・ホームページ等を通じ、広汎性発達障害に関する情報を配信し、当該障害に対する市民の理解を求めている。 ・幼児健診の問診項目に広汎性発達障害の発見に繋がる項目を試行的に導入し、発見に役立つ問診や幼児健診の在り方をさぐる。		障害福祉課 子育て支援課 健康増進課

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成24年度実施状況	成果・効果等	平成25年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子	(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	施策一3 障害児への支援の充実	②生活支援の充実 心身に障害のある子どものいる家庭で、一時的に介護ができないときのショートステイ、ホームヘルパーの利用に対し、介護給付費を支給することにより、介護者の負担の軽減と生活支援を図ります。		・介護給付サービス（ショートステイ、ホームヘルパー、児童発達支援等）の提供を行った。	・延べ285名にサービスの支給を決定した。	・障害者総合支援法による介護給付サービスの提供を行う。 ・児童福祉法による通所給付サービスの提供を行う。		障害福祉課
			③関係機関の連携強化 児童デイサービス事業所、健康増進課、医療機関、児童相談所、児童センター、社会福祉協議会等の連携を強化し、子どもの成長に伴った指導・訓練が円滑に進められるように図ります。	継続支援者の全員ライフサポートファイル所持	・佐倉市自立支援協議会療育支援・教育部会（特別支援教育連携協議会）において、関係機関の連携強化に努めた。 ・広汎性発達障害に関する啓発に努め、社会的認知度を高めるため、幼稚園、保育園等に『ことばと発達の相談室』のポスターを掲示し、子どもの発達に関する相談先の周知を図った。	・佐倉市自立支援協議会療育支援・教育部会（特別支援教育連携協議会）を6回開催し、関係機関との連携強化を図った。 ・療育機関や教育機関等でライフサポートファイルを157冊配布した。 ・幼稚園、保育園等に『ことばと発達の相談室』のポスターを掲示し、子どもの発達に関する相談先の周知を図り、僅かではあるが相談に繋がったケースがあった。	・特別支援連携協議会の活動を充実させる。 ・ホームページ等を通じ、広汎性発達障害に関する情報を配信し、当該障害に対する市民の理解を求めていく。 ・幼児健診の問診項目に広汎性発達障害の発見に繋がる項目を試行的に導入し、発見に役立つ問診や幼児健診の在り方をさぐる。		障害福祉課 子育て支援課 健康増進課
			④心身障害者等についての意識の啓発 講演会等の充実により、子どもたちが心身障害等に対する理解を深め、障害のある人と障害のない人がともに生活を送り、ともに生きる社会をつくっていくよう意識の啓発を進めます。	特別支援教育の校内研修会等に指導主事を派遣します。(年10回以上)	・障害について学ぶ市民講座「子どもの発達を支える」を開催した。 ・特別支援教育の研修会等に指導主事を派遣した。	・45名が参加した。 ・教職員に対する特別支援教育への理解を深めた。	・障害について学ぶ市民講座を実施し、障害への理解を深める。 ・特別支援教育の研修会等に指導主事を派遣し、特別支援教育への理解を深めていく。		障害福祉課 子育て支援課 指導課
			⑤社会参加の促進 研修会の開催、地域生活支援事業の利用により、外出がより気軽にできるようになります。また、保育園、小学校等へ障害の程度に応じて、子どもができ得る限り参加できるようにし、社会参加を促進します。	就学指導委員会を開催する。	・外出時の移動支援事業を実施した。 ・就学指導委員会を開催し、適正な就学指導に努めた。	・120回の利用があった。 ・就学指導委員会を開催することにより、適正な就学指導が行われ、子どもたちの社会参加への促進が図れた。	・障害の特性に応じた、外出時移動支援の充実を図る。 ・特別支援教育の研修会等に指導主事を派遣し、特別支援教育への理解を深める。 就学相談・就学指導の充実により、小学校へ障がいの程度に応じて就学できるようにする。		障害福祉課 子育て支援課 指導課

各委員事前提出資料

目 次

○古賀委員事前提出資料・・・・・・・・・・ 1 ページ

○野島委員・古賀委員事前提出資料・・・・ 2 ページ

古賀委員事前提出資料

古賀委員から事前にいただいたご意見（次世代育成支援行動計画進捗状況）

No	ご 意 見
1	・いただいた資料は、目標や、実施したこと、のみで、評価の記載がないので今後残された課題が見えず、今後が不透明です。
2	・未就学児の部分は、子ども子育て会議の中で継続できるとしても、学童期・思春期の保健・教育→教育委員会 子どもの健康・食育・栄養・→健康増進課 家庭教育→教育委員会 発達に関すること→障害福祉課 子ども会・青少年健全育成→児童青少年課 交通・防犯等→防災防犯課 等、縦割りのの中では、課題の共有が難しいのではないかと思います。
3	・残された一年で、課題を整理し、せめて、健康こども部の中で、残った課題に対して、継続した会議があったらいいと思います。 諮問機関ではなく、保育をつけ、当事者も含め、専門家も入った話し合いができれば良いと思います。 課題も多種多様な時代、一つの課だけでは困難だと思うからです。
4	・子ども子育て会議では、家庭保育している人への支援がもっと目に見えてくるといいと思います。 まだ、リフレッシュ枠で利用できる一時保育の枠が月に3日までなので、週に1回使えるくらいにまで広がったり、ファミリーサポートセンターの利用料が2人目が半額になったり、一人親には補助が出るなど、もう少し利用しやすくなるといいと思います。
5	・健康佐倉21の妊娠、出産、育児調査結果の中にも、佐倉の親と子がすこやかに生活できるようにするために必要なこと：の中には 乳幼児医療の助成64.9% 公園・児童館の遊び場の確保59.4% 乳幼児健診の休日開催33.9% 産後ヘルパー派遣事業24.3% 妊娠届時からの相談体制23.9% 不妊・不育に関する専門相談体制23.5% アレルギーに関する専門相談体制23.1% 障がい児の療育相談体制19.5% となっています。保育園の拡充、働く親への支援、だけでなく、多様な子育て支援が望まれていると思います。
6	・妊娠した時から子育て支援の始まり、という部分ではやはり、妊娠届の時点から専門職との関わり欠かせないと思います。 （現在3割程度）せっかく実施しているマタニティクラスへの参加、保育園での体験活動、など、子育て支援につながっていないと思います。 利便性ではなく、12週以降に妊娠届に至る1割の部分も含め、妊娠時から、母子手帳交付の交付時から子育て支援につながったら良いとおもいます。
7	・佐倉市とオランダとの交流事業は良いと思いますが、異文化への興味や理解には、小学生というよりは、中学生以上の生徒、大学生等を対象にしても良いともいます。 オランダは、世界一10代の妊娠中絶が少ない、若年出生率が低い、同性婚がいち早く認められた国、など、学ぶところも多いと思います。 また、こうした事業を通して、学んだことを若者の立場から市民に発信してもらえたらいいと思います。

2013 年 7 月 30 日

健康こども部 子育て支援課 御中

「次世代育成支援行動計画・後期計画進捗状況」

および

子育て支援推進委員会のあり方 について

佐倉市子育て支援推進委員会

委員 野島 晃

同 古賀 千恵子

子育て支援推進委員会のご準備および子育て支援策の推進にご尽力いただき、ありがとうございます。

今年度は、懸案の保育園民営化および児童センター・学童保育所の指定管理者導入にめどをつけたほか、病後児保育の開始など、着実に事業の推進をされていることに敬意を表します。

平成 25 年度第 1 回佐倉市子育て支援推進委員会の開催に当たり、公募委員 2 名の連名で、意見・要望書を送ります。多忙の中、直前の提出となりましたことをお詫びいたします。

なお、これは、7 月 31 日の会議において直ちに回答を求めるものではありません。今後に向けて、ご検討、ご配慮をいただければ幸いです。

意見・要望

1. 「次世代育成支援行動計画・後期計画進捗状況」について

ア) 全体評価について

毎年同じ書式の資料ではありますが、目標や実行したことの羅列にすぎず、その評価があいまいです。そのため、今後の課題も不透明です。「成果・効果等」「問題点」欄がありますが、一面の事実に過ぎません。

計画期間中の推移と目標事業量およびニーズ・対象世帯(人数)との対比および目標到達可能性、予・決算額と費用対効果に関する考察等、図表(グラフ等)も活用して、視覚的にもわかる数値を明示してください。

計画に盛り込まれ事業化している事業や文書はかなりのものがホームページ上に公開されており、評価できますが、非公開あるいは公開されていないものが明示されていると、役立ちます。

イ) 個別意見

- 敬愛保育園の開園により、認可保育園の定員は、資料からは 1735 名となり、目標事業量に対して残り 65 名です。現状における地域ごとの待機児童数と定員のとの差、および具体策を明示してください。
- 病後児保育について、登録者・利用者の声(意見)および登録者の統計的な数値(年齢・保育を必要とする理由など)を把握していますか。
- 保育士・学童保育所インストラクター研修(園内研修を含む)の報告書の公開は可能ですか？ 保育士、看護師等福祉に関わる専門職の教育体系、個人ごとの入職からの教育記録等は存在し、活かされていますか？ 補佐員の教育は行われていますか？ 大切なのは保育士同士の学びあいや実践ですが、研修会の映像保存など、メディアも利用した、実質的な資質向上につながるくふうが求められています。(ただし、勤務時間増など保育士の過度な負担につながらない配慮と両立する必要があります。)
- 地域子育て支援拠点事業は、地域支援・利用者支援機能が新制度で加わると、現状の保育園保育士等では、専門性が不足するのではないかと思います。もちろん市庁舎・児童センター、その他多面的な体制が必要であり、民間保育園、指定管理となる児童

センターを含めた連携をどのように図っていくかを明示してください。

- ・ 計画には含まれませんが、保育園長・副園長の役割・資質が強く求められています。多様な子育て支援を理解し、地域や他の資源・施設とのかかわり(特に民間事業者・指定管理者が広がる状況の下)との関係は、保育士のマネジメント、保護者や子どもたちの声やニーズを把握して子育て支援策の向上につなげる役割など、養成・研修・教育計画が必要です。
- ・ 民営化する保育園や指定管理制度に移行する児童センター・学童保育所において実施するとされている第三者評価について、公立・私立の保育園、幼稚園、その他各施設の第三者評価実施計画(予定)はどのようなになっていますか？ 予算処置は準備されていますか。
- ・ 保育園における「クッキング保育」の内容向上のために行っていることは何ですか？
- ・ 認可外保育施設への補助は、前年同様2園となっていますが、市内5園をローテーションで補助しているのですか？ 目的および施設名や補助額・内訳は公開できますか？ また、今後の具体的な支援策は、認可外保育施設利用者助成金を含めどのように考えていますか？
- ・ 育児サークルのどのように把握し、具体的にどのように支援しているのか現状を教えてください。
- ・ 「ホームページを活用し…」という記述が多くあります。それ自体は当然のことですが、他の媒体も含めその効果をどのように測定していますか？ 子育て支援は、そのような媒体にアクセスできない(しない)方々を見逃すことができないと思います。媒体は十二分に活用することを前提としつつ、人と人とのつながりを大切にした継続的な取り組みによってケアと情報提供をさらに深めてください。その上で、メール配信サービスや、予防接種において実施された電話による勧奨など、直接対象者に情報提供する手段が有効になると思います。
- ・ 妊娠した時から(あるいは婚姻から)子育て支援が始まると考えると、12週以降に妊娠届に至る1割の部分も含め、すべての妊産婦(および家族)に対する、妊娠時からの専門職との個別的直接的な関わり(ケア)の充実が欠かせません。健康管理センター・保健センターのほか、保育園などの子育て支援センター機能を強化して、母子手帳の交付も子育て支援センターで行うことができれば、前記の個別的なケアの出発点として、より妊産婦(および家族)の安心につながるものと考えます。また、市民の利便性を考慮して、市民課や出張所等でも妊娠届を受け付けていますが、せめて、子育て支援課や健康増進課の職員が対応できるようにしてほしいと思います。
- ・ 前記の個別的直接的な関わり(ケア)の充実は妊産婦・乳児期に限らず、幼児期さらに就学後においても重要です。特に、保育所・幼稚園に預けていない家庭保育の保護者・子どもへの支援は、紙の媒体やホームページで見るのを期待するだけでは、支援にはなりません。
- ・ ファミリーサポートセンターの提供会員や、家庭保育員、学童保育所指導員に対する研修や情報提供、相談機能も大切ですが、個人で孤立して悩みを抱えたりしないように、(専門職)集団として組織され、その体験やケースについて定期的に話し合いが

され、市と対等な立場で、連携・運営されなければ、継続的な事業の成立はないと考えます。現状はいかがでしょうか？

- ・ 合わせて、ファミリーサポートセンターの依頼会員についても、プライバシーに配慮しながら、依頼会員どうしのつながり作りをサポートすることが、保護者の安心につながるのではないのでしょうか。また依頼会員の声はどのように活かしていますか？
- ・ ファミリーサポートセンターの利用料金は、特に所得が少ない家庭には負担感が高く、利用が躊躇されるのではないかと思います。例えば八千代市は、育児支援月曜日～金曜日の午前9時～午後5時 1時間 500円 依頼会員が複数子ども（兄弟姉妹に限る）を預ける場合、2人目からは半額です。特に、2人め以降の子どもや一人親の場合の利用料の軽減など、柔軟な料金設定はできないのでしょうか？
- ・ 保育園の一時預かりのリフレッシュ枠の拡大（週に1回など）を検討してください。リフレッシュ枠で一時保育を利用したいという時期は限られると思います。育児の大変な時期にこの制度が有効に活用できるようにしてください。一時預かり・特定保育の実利用者数はどの程度ですか？ また、利用希望との差および運営上の問題点をどのように捉えていますか？
- ・ ファミリーサポートセンターや保育園の一時預かり・特定保育における障害児の受け入れの状況または市の施策はどのようになっていますか？ また、保護者が障害者である場合に、保育園・幼稚園・ファミリーサポートセンター等では、個人に合わせた十分な情報提供や配慮がされていますか？ 例えば聴覚障害者に対する手話通訳・要約筆記者の派遣等は活用されていますか？
- ・ 特別支援教育支援員について、採用、学校・学級担任・関係機関との連携はどのように行っていますか？ 特別支援教育支援員どうしの交流はありますか？ 今年度に目標事業量40名は達成の予定ですが、実際のニーズとの差異はありますか？
- ・ 佐倉市とオランダとの交流事業は良いと思いますが、異文化への興味や理解には、小学生というよりは、中・高・大学生等を対象にした研修事業として、異文化から学んだことを若者の立場から広く市民に発信する実のある事業に転換してはいかがでしょうか。

2. 子育て支援推進委員会（地方版子ども・子育て会議）のあり方について

私たちは、公募委員として、市民、親、また子どもの立場に立って、審議に参加しておりますが、より詳しい事情を知る専門家や行政の立場に立った委員の方々と、2時間程度の形式的な会議では、実質的な話し合い、意見交換ができません。

そのため、市の提案に対して意見の相違があった場合、時間内での決定を前提に多数決をとる限り、納得できなければ、反対の意思を表明せざるを得ません。

また、「次世代育成支援行動計画」や「新制度」においても、子育て支援の範囲は広く、縦割り行政の下では、課題の共有が難しく、現在の多様化、複雑化した問題の解決は難しいということを感じております。

そこで、子育て支援推進委員会が、市長の諮問委員会であるという前提に立ちながらも、

- A) 委員の総意として、子育て支援についての思いを共有し、事実に基づいて、建設的に、話し合い、合意を形成するため、
- B) 保育・幼児教育等の識者、行政関係者だけでなく、子育て当事者の幅広い参画とその意見・ニーズを聴き反映することにより、地方版子ども・子育て会議の目的である、“自治体における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、継続的に調査・審議”するための時間を十分に確保するため、
- C) 市長の諮問に関わらず、市民の関心事や委員会独自の視点から、話し合いを可能とするため、
- D) 専門家でない者も、十分に理解できる情報を得るために、
- E) 子どもの幸福のために、行政と市民とが、対等に、ともに、取り組むという考えに立つて、

以下の提案をいたします。

- a) 原則として、定期的、継続的に会議を開催する。
- b) 求めに応じて(基本的には年間計画に基づいて)、子育て支援課(健康こども部)だけでなく、子育て支援に関係する担当課が出席する会議を開催できるものとする。
- c) または、行動計画の各項目や事業・施策等ごとのよる部会を設けることができること。
- d) 子育て当事者団体の代表や利用者、障害者(児)団体から委員に選任されること、また委員会として直接当事者・利用者の意見を聞く機会を設けることができること。その際、出席者のための保育を保障すること。
- e) 委員から、各担当課に対して、常に資料・情報提供を求めることができること。
- f) 行政から会議召集に対して行われる資料提供は、電子データも可能とすること。(セキュリティおよび守秘義務の問題のクリアを前提に)
- g) 必要に応じて、専門的な課題について、当事者・利用者・公募委員のみによるレクチャーを受けることができること。

3. その他

- ・今回の議題の一つであります、「新制度」について、資料がまったくないというのは解せません。また何を話しあうのか、もう少し詳しい案内を提示していただきたいと思います。内閣府等の少子化対策のサイトなどを調べておりますが、私たち市民は、関係者の皆様と比べようもなく困難と思われまます。当日にすべてを理解することが難しいのは、上記のとおりです。ご配慮をお願いいたします。
- ・昨年の会議で、学童保育所の保育料の改定についての諮問がありました。議論するのは何の問題ありませんが、学童保育所の民間経営者や参入の可能性がある団体の所属員は、利害関係者に当たり、採決に加わることはできないのではないかと考えますが、いかがでしょうか？ 利用者も利害関係者ですか？ もちろん、利害を超えて審議に当たっているということは疑っておりません。あるいは、全員の合意を全前提に、採決を前提としていないと考えるべきでしょうか？
- ・行政の慣例で、本質ではないかもしれませんが、会議において「〇〇委員」とよぶことに

は、違和感があります。委員以外を招いたときには、誤解を避けるためということもいえますが、通常の会議においては、「〇〇さん」ではいけませんか？

理解、認識の不足から、的外れな内容もあるかと存じますが、どうぞお許してください。

以上

地方版子ども・子育て会議について (追補版)

平成25年4月

当日配布資料2

1. 公布通知（平成24年8月発出）等でお願ひした内容

- 子ども・子育て支援法第77条に規定する「審議会その他の合議制の機関」（以下「地方版子ども・子育て会議」という。）に関する規定は、国の子ども・子育て会議の設置に関する規定と同じく、平成25年4月1日に施行することとしている。
 - 当該規定については、衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会における審議を踏まえ、政府案の「（合議制の機関を）置くことができる」との規定が「置くよう努めるものとする」との規定に修正されたもの。
 - 地方版子ども・子育て会議は、市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画等への子育て当事者等の意見の反映を始め、自治体における子ども・子育て支援施策を地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施することを担保するうえで重要な役割を果たすものであることから、設置するよう努めてほしい。
また、設置する場合には、同会議において市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の調査審議等が充分行えるよう設置時期について留意していただきたい。
 - 地方版子ども・子育て会議の人選については、会議が、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえてその事務を処理することができるよう、留意していただきたい。
- ⇒ 以上から、平成25年度の出来るだけ早期に、少なくとも教育、保育、子育て支援を3本柱を中心とするバランスを配慮し、かつ、子育て当事者の参画に配慮した構成員により、条例による地方版の子ども・子育て会議の設置に努めて頂きたい。

2. 地方版子ども・子育て会議に関するQ & A

Q 地方版子ども・子育て会議の役割は何か。

条例で地方版子ども・子育て会議を設置した場合、自治体が、教育・保育施設や、地域型保育事業の利用定員を定める際や、市町村計画、都道府県計画を策定・変更する際は、この会議の意見を聴かなければならないとされている。また、同会議においては、自治体における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査審議することとされている。

地方版子ども・子育て会議は、市町村計画、都道府県計画等へ、地域の子育てに関するニーズを反映していくことを始め、自治体における子ども・子育て支援施策が地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保するなど、重要な役割を果たすことが期待されている。特に、児童福祉、教育、双方の観点を持った方々の参画を得て、地域における子ども・子育て支援について調査審議していただく必要がある。

市町村計画、都道府県計画を策定する際に審議を行うことは同会議の重要な役割の一つであるが、計画を策定すれば終わりということではなく、子育て支援施策の実施状況を調査審議するなど、継続的に点検・評価・見直しを行っていく（PDCAサイクルを回していく）役割が期待されている。

Q 地方版子ども・子育て会議は、国の子ども・子育て会議と同様の構成にしなければならないのか。雛形等を示す予定はないのか。

地方版子ども・子育て会議は、必ずしも国の子ども・子育て会議と同様の構成にしなければならないものではない。現時点で、具体的な雛形等を示す予定はないが、国の子ども・子育て会議のメンバー構成は法律上、子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者等である。地方版についても、こうした構成を参考に、バランスよく、幅広い関係者を集めていただく事を想定し、運営に必要な予算を確保してほしい。

Q 既存の協議会や審議会を活用することは可能か。

既存の協議会や審議会を活用することは可能であるが、子ども・子育て支援法第77条の合議体とする場合には、同条に基づく事項（会議の設置や組織及び運営に関し必要な事項）を条例で規定する等の必要がある。

また、制度の趣旨を踏まえ、構成員に幼児教育・保育両分野の関係者を入れ、子育て当事者の参画に配慮する等幅広く意見を聞いていただく仕組みとしてほしい。

※ 法律上、所掌事務が限定されていること等により、子ども・子育て支援法第77条の会議として扱う場合には条例の改正が必要であると思われる審議会等があることに留意する必要がある（次頁を参照）。

一方で、そのような限定がない条例設置の審議会等（例えば、次世代法上の協議会で条例で置いたものや、自治体の裁量で置かれている子ども・子育て支援一般を審議することが任務とされている会議等）については、特に条例の改正等を要せず、そのまま活用できるものと考えられる。

Q 既存の審議会として例えば地方社会福祉審議会を活用することは可能なのか。

※同審議会の審議事項は、「社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く）。」（注）専門分科会を置いた場合は児童福祉についての審議も可能。

地方社会福祉審議会を子ども・子育て支援法第77条の合議制の機関として活用するには、同審議会を「子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するために条例で定められたもの」として位置づけるために、子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者を構成員に加えた上で（次頁参照）、以下のような条例改正を行うことが基本となる。

※地方社会福祉審議会において子ども・子育て支援に関する事項を審議する際には、あくまでも「社会福祉に関する事項」と不可分一体の事項として審議する必要があることに留意が必要。（例えば、幼児期の学校教育に係る事項のみを審議することはできない。）

◆条例改正イメージ（１）

第〇条 社会福祉審議会は、社会福祉に関する事務（子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を含む。）を処理する。

◆条例改正イメージ（２）

第〇条 〇〇市社会福祉審議会は、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、同項各号に掲げる事務を処理する。

なお、このような条例改正を行わない場合でも、「社会福祉に関する事項」と不可分一体のものとして審議することは可能であるが、その場合には、子ども・子育て支援法77条の合議制の機関への意見聴取ではなく、61条7項、62条5項に定める「子ども・子育て支援に係る当事者への意見聴取」として行うこととなる。

○社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

第7条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和22年法律第67条）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

Q 既存の審議会として例えば地方社会福祉審議会を活用する場合、構成員についてはどのような者から任命するか範囲が限定されているが、子ども・子育て会議における審議のために必要な者を構成に加えることは可能か。

社会福祉審議会の構成員は、「都道府県・指定都市・中核市の議会の議員」、「社会福祉事業に従事する者」、「学識経験のある者」のうちから自治体の長が任命することとされているが、自治体の判断により、幼稚園関係者、保護者等の子ども・子育て支援に関する議論に必要な者を「学識経験のある者」と解釈することは可能である。

○社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)

第九条 地方社会福祉審議会の委員及び臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

Q 地方版子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する、としているが、具体的にはどのような事項に関する調査審議を想定しているのか。

条例で地方版子ども・子育て会議を設置した場合、同会議は、関係者が政策プロセス（PDCAサイクル）に、政策立案から実行、評価まで一貫して関与する場として機能することが期待されるところ。

すなわち、同会議は、施設や事業の垣根を越えて地域の子育てニーズを一連の政策プロセスに反映させる上で重要な役割を果たすと考えており、実施計画の内容や、定員設定のあり方の審議をはじめ、具体的には次のような点について調査審議することが想定される。

- ・ 潜在的なものを含め教育・保育・子育て支援のニーズが適切に把握されているか（過剰に見積もっていないか、不足していないか。）
- ・ 教育・保育施設と地域型保育など、施設・事業のバランスのあり方、教育・保育の提供体制のあり方や目標
- ・ ニーズを満たすだけの必要な地域子ども・子育て支援事業が計画に盛り込まれているか
- ・ 費用の使途実績の調査や事業の点検評価（給付・事業毎にそれぞれいくら使われているか、何人の子どもが利用しているか、運営や自己評価の適切性の確認など）
- ・ 現行の計画について見直すべき部分はないか

なお、保育料の改定など個別の給付や事業の扱いに関する詳細事項について、同会議で調査審議を行うか否かは、法律上の義務付け等はなく、自治体の裁量に委ねられているものと認識している。

Q 会議の設置時期については、平成25 年4 月施行とされているが、実際に設置するのは国から基本指針が示されるのを待ってからでもよいのか。

市町村計画、都道府県計画の策定については25年度から26年度半ばまでの約1 年半の間に、現行の計画のレビュー、ニーズ調査に基づく教育・保育・子育て支援の量の見込み（需要計画）と確保方策（供給計画）までの一連の作業を完了させる必要がある。計画の円滑な策定に資するためにも、新制度に対する理解の共有や現行の次世代法に基づく地域行動計画のレビューをまずは行っていたくことが必要であり、平成25 年度のできる限り早期に設置をお願いしたい。

Q 会議の名称は、「子ども・子育て会議」としなければならないのか。

名称については、特に法律上の定めはなく、各自治体の判断で役割にふさわしい名称を付していただくべきものであり、必ずしも「子ども・子育て会議」という名称である必要はないが、設置根拠となる条例等により、当該会議が子ども・子育て支援法第77条に基づき設置される会議であることが分かるようにすべきと考えられる。

3. 条例設置に関する留意点

- 子ども・子育て支援法第77条に定める地方版子ども・子育て会議は、「条例で定めるところにより」置かれるもので、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関である。
- 地方版子ども・子育て会議は、複数の執行機関の附属機関とすることも可能である。（例えば、地方公共団体の長の契約の締結を合理的かつ公正にするための審議機関を置いた場合、教育委員会の所掌事務に関する契約締結についての審議を行わせるために別個の附属機関を設ける必要はなく、当該審議機関をしてこれを行わせることができ、この場合、当該審議機関は、地方公共団体の長と教育委員会と両者に附属するものとなる。）
- 条例で置かれた既存の会議について、子ども・子育て支援法第77条第3項で規定する「会議の設置や組織及び運営に関し必要な事項」等、条例で定めるべき内容が、条例で網羅されていれば、当該会議を子ども・子育て支援法第77条に規定する「審議会その他の合議制の機関」とすることは可能。

子ども・子育て支援法（平成二十四年八月二十二日法律第六十五号）（抄）

（特定教育・保育施設の確認）

第三十一条（略）

- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（特定地域型保育事業者の確認）

第四十三条（略）

2（略）

- 3 市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条（略）

2～6（略）

- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）

第六十二条（略）

2～4

- 5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。

二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

資料 4

地方版子ども・子育て会議の設置状況について

平成25年7月26日
内閣府

平成25年7月1日時点での地方自治体（都道府県、市区町村）における「地方版子ども・子育て会議」（子ども・子育て支援法第77条に基づき条例により設置した「審議会その他の合議制の機関」のほか、規則、要綱、申し合わせ等により設置した子ども・子育て支援についての会議体を含む。）の設置状況を調査したところ、その結果は以下のとおり。

【設置状況について】

	設置措置済み	今後対応予定	会議体を置かない	方針未定	合計
全体	619 団体	911 団体	11 団体	248 団体	1789 団体
都道府県	24 団体	22 団体	0 団体	1 団体	47 団体
市区町村	595 団体	889 団体	11 団体	247 団体	1742 団体
うち政令市	20 団体	0 団体	0 団体	0 団体	20 団体
うち中核市	34 団体	8 団体	0 団体	0 団体	42 団体

【設置時期について】 ※今後対応予定の都道府県、市区町村の内数。

平成25年 7月～ 9月 550 団体
 平成25年10月～12月 144 団体
 平成26年 1月以降 57 団体
 設置時期未定 160 団体

地方版子ども・子育て会議の設置状況について(都道府県別)

	設置措置 済み	今後対応 予定	会議体を 置かない	方針未定	合計
北海道	39 22%	79 44%	1 1%	61 34%	180
青森県	16 39%	24 59%	0 0%	1 2%	41
岩手県	2 6%	27 79%	0 0%	5 15%	34
宮城県	16 44%	18 50%	0 0%	2 6%	36
秋田県	3 12%	19 73%	0 0%	4 15%	26
山形県	6 17%	26 72%	0 0%	4 11%	36
福島県	6 10%	27 45%	4 7%	23 38%	60
茨城県	13 29%	31 69%	0 0%	1 2%	45
栃木県	10 37%	11 41%	1 4%	5 19%	27
群馬県	9 25%	22 61%	0 0%	5 14%	36
埼玉県	29 45%	35 55%	0 0%	0 0%	64
千葉県	27 49%	21 38%	0 0%	7 13%	55
東京都	40 63%	15 24%	1 2%	7 11%	63
神奈川県	24 71%	10 29%	0 0%	0 0%	34
新潟県	5 16%	20 65%	0 0%	6 19%	31
富山県	4 25%	11 69%	0 0%	1 6%	16
石川県	0 0%	19 95%	0 0%	1 5%	20
福井県	3 17%	13 72%	0 0%	2 11%	18
山梨県	5 18%	21 75%	0 0%	2 7%	28
長野県	13 17%	42 54%	0 0%	23 29%	78
岐阜県	24 56%	19 44%	0 0%	0 0%	43
静岡県	7 19%	27 75%	1 3%	1 3%	36
愛知県	28 51%	18 33%	0 0%	9 16%	55
三重県	13 43%	14 47%	0 0%	3 10%	30

	設置措置 済み	今後対応 予定	会議体を 置かない	方針未定	合計
滋賀県	16 80%	4 20%	0 0%	0 0%	20
京都府	15 56%	12 44%	0 0%	0 0%	27
大阪府	29 66%	14 32%	0 0%	1 2%	44
兵庫県	18 43%	24 57%	0 0%	0 0%	42
奈良県	12 30%	14 35%	0 0%	14 35%	40
和歌山県	16 52%	14 45%	0 0%	1 3%	31
鳥取県	3 15%	13 65%	0 0%	4 20%	20
島根県	11 55%	8 40%	0 0%	1 5%	20
岡山県	8 29%	9 32%	0 0%	11 39%	28
広島県	8 33%	14 58%	0 0%	2 8%	24
山口県	19 95%	1 5%	0 0%	0 0%	20
徳島県	14 56%	11 44%	0 0%	0 0%	25
香川県	12 67%	3 17%	1 6%	2 11%	18
愛媛県	4 19%	15 71%	0 0%	2 10%	21
高知県	7 20%	18 51%	0 0%	10 29%	35
福岡県	32 52%	29 48%	0 0%	0 0%	61
佐賀県	5 24%	13 62%	1 5%	2 10%	21
長崎県	11 50%	9 41%	0 0%	2 9%	22
熊本県	10 22%	36 78%	0 0%	0 0%	46
大分県	10 53%	9 47%	0 0%	0 0%	19
宮崎県	0 0%	26 96%	0 0%	1 4%	27
鹿児島県	12 27%	30 68%	1 2%	1 2%	44
沖縄県	5 12%	16 38%	0 0%	21 50%	42
合計	619 35%	911 51%	11 1%	248 14%	1789

※上段は、自治体数(都道府県を含む。)、下段は割合を示す。

※割合は、小数点第1位以下を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない。